

# 平成25年第3回美幌町議会定例会会議録

平成25年 6月18日 開会

平成25年 6月19日 閉会

平成25年 6月19日 第2号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問  
8番 岡本美代子君  
10番 吉住博幸君  
2番 大江道男君
- 日程第 3 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第 71号 動産の取得について(凍結防止剤散布機付トラック)
- 日程第 5 議案第 72号 動産の取得について(ロータリ除雪車)
- 日程第 6 議案第 73号 動産の取得について(美幌小学校教職員用コンピュータ機器)
- 日程第 7 議案第 74号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 8 議案第 75号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第 76号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 10 議案第 77号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 11 議案第 78号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
- 追加日程第 1 議案第 79号 平成25年度美幌町一般会計補正予算(第2号)について
- 追加日程第 2 議案第 80号 平成25年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 追加日程第 3 議案第 81号 平成25年度美幌町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 追加日程第 4 議案第 82号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 追加日程第 5 議案第 83号 美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 追加日程第 6 議案第 84号 美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 追加日程第 7 議案第 85号 美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定について
- 追加日程第 8 議案第 86号 平成25年度美幌町一般会計補正予算(第3号)について
- 追加日程第 9 発議第 1号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 追加日程第 10 意見書案第5号 不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書について
- 追加日程第 11 報告第 5号 平成24年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 追加日程第 12 報告第 6号 財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について
- 追加日程第 13 報告第 7号 例月出納検査報告について(2月~4月分)
- 追加日程第 14 議員の派遣について
- 追加日程第 15 閉会中の継続調査について

○出席議員

1番	新 鞍 峯 雄 君	2番	大 江 道 男 君
3番	中 嶋 すみ江 君	4番	上 杉 晃 央 君
5番	早 瀬 仁 志 君	6番	松 浦 和 浩 君
8番	岡 本 美代子 君	副議長 9番	坂 田 美栄子 君
10番	吉 住 博 幸 君	11番	橋 本 博 之 君
13番	大 原 昇 君	議長 14番	古 館 繁 夫 君

○欠席議員

12番 宗 像 密 瑠 君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

美 幌 町 長	土 谷 耕 治 君	教 育 委 員 会 長	沖 田 滋 君
農 業 委 員 会 長	鈴 木 幸 往 君	監 査 委 員	高 木 清 君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明者

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	平 井 雄 二 君
民 生 部 長	藤 原 豪 二 君	経 済 部 長	広 島 学 君
建 設 水 道 部 長	磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会 計 管 理 者	植 木 恒 則 君	事 務 連 絡 室 長	糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹	田 村 圭 一 君	電 算 主 幹	河 端 勲 君
まちづくり主幹	小 西 守 君	財 務 主 幹	矢 萩 浩 君
契 約 財 産 主 幹	村 田 純 一 君	税 務 主 幹	田 中 三 智 雄 君
環 境 生 活 主 幹	石 坂 聡 君	児 童 支 援 主 幹	武 田 孝 司 君
福 祉 主 幹	谷 川 明 弘 君	健 康 推 進 主 幹	佐 藤 和 恵 君
農 政 主 幹	但 馬 憲 司 君	公 社 主 幹	門 別 孝 志 君
耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君	商 工 観 光 主 幹	小 室 秀 隆 君
建 設 主 幹	高 橋 利 明 君	建 築 主 幹	露 口 哲 也 君
水 道 主 幹	澤 畠 雅 俊 君	病 院 総 務 主 幹	橋 本 美 典 君
事 務 連 絡 室 次 長	中 村 俊 文 君	教 育 長	平 野 浩 司 君
教 育 部 長	高 木 恵 一 君	学 校 教 育 主 幹	小 室 保 男 君
学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君	社 会 教 育 主 幹	荒 井 紀 光 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	佐 藤 修 君	農 委 事 務 局 長	岩 田 憲 次 君
選 管 事 務 局 長	石 澤 憲 君		
監 査 委 員 室 長			

○議会事務局出席者

事 務 局 長	馬 場 博 美 君	次 長	那 須 清 二 君
議 事 係 長	水 上 修 一 君	庶 務 係	猪 本 郁 君

午前10時00分 開議

### ◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから平成25年第3回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番早瀬仁志さん、6番松浦和浩さんを指名します。

### ◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日午後以降欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

### ◎答弁の訂正

○議長（古館繁夫君） 昨日18日、午後の松浦議員の一般質問において、農業委員会事務局長より答弁を訂正したいとの申し出がありましたので、これを許します。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田憲次君） 昨日

の松浦議員に農業委員会での農地取り扱いについての一般質問の中で、町外者が所有する農地を土地改良事業で農地を改良を行った場合、町の負担金は美幌町が負担するかの質問で、美幌町が負担すると答弁いたしました。が、美幌町が負担はいたしますが、町外者が居住する自治体から負担金として徴収していることに訂正をさせていただきます。

大変、申しわけございませんでした。

### ◎日程第2 一般質問

○議長（古館繁夫君） 日程第2 昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告しておきました2点、3項目について質問させていただきます。

1点目、若い世代に対する健康づくりについてです。

その中の1点目といたしまして、妊娠に関する意識啓発についてです。

妊娠に関する意識啓発について、ここ数年、卵子の老化が騒がれています。昨年12月にNHKで産みたいのに産めない、卵子劣化の衝撃が放送されて以来、さまざまなメディアで卵子の老化が取り上げられるようになり、妊娠のための活動を示す妊活という言葉も目にするようになりました。

女性が第一子を産む平均年齢は上昇傾向にあり、2011年は30.1歳であったとの報告で、年齢を重ねるほど妊娠しづらくなり、リスクも高くなることは事実であるとのこと。

2014年度から学習指導要領の改訂に伴って、高校2年生を対象に妊娠に関する教育の充実が図られ、内容は加齢による妊娠率の低下や不妊、ライフプランに結婚、妊娠、出産を組み込むことへの重要性について指導するようになり、不妊についてのコラムや死産率のデータなどが入る教科書もあるといわれます。

内閣府の少子化対策を議論する作業部会で提案していた「命と女性の手帳」の導入は二転三転した後、見送りとなりました。手帳は10代から20代の女性を対象に妊娠や出産についての情報提供、意識啓発を行い、30代半ばまでの妊娠、出産を人生設計に組み込んでもらおうというねらいでしたが、見送りとなってしまいました。

私は、女性手帳の是非はさておき、女性がより安心して出産できる年齢には限りがあり、不妊治療に入ってから初めて重い課題を突き付けられることに対して若い時期から健康教育の一つと捉えて情報を提供する機会がなくてはと考えていました。

少子化対策というだけの視点ではなく、女性により充実した人生を送っていただくためにも女性に対する情報の提供の機会をどう考えていくのかお考えがあればお聞かせください。

2点目といたしまして、子宮がん検診についてです。

平成23年11月から平成25年1月までに女子中高生の延べ548万人が子宮頸がんワクチンの接種を受けていると言われております。

小学6年から高校1年の女子に対して、計3回の筋肉注射で子宮で子宮がんを起こす約15種類あるウイルスの中でワクチンが効くのは2種類で、子宮頸がんワクチン全体の5から7割と言われており、検診を受けて早期発見することが何より大切だと言われております。

平成21年の国立がん研究センターがん対策情報センターの調査では、子宮頸がんの発病は20代から始まり、30代が発病のピークであるとの報告です。町のがん検診では20歳以上を対象としていますが、町内には産婦人科がなく、検診時を除いては北見、網走の病院でということになります。平成23年、24年の子宮がん検診の年代別人数はどうなっているかお知らせください。

また今後、検診の受診率向上についてどの

ように考えているかお考えがあればお聞かせください。

3点目、乳がん検診についてです。

女性の16人に1人が乳がんになると言われています。町では、乳がん検診を行っており、国保病院では新たなマンモグラフィーを導入するなど、町内での検診体制は充実しています。

日本乳がん学会の研究班が母親ら家族が乳がんになった日本女性260人の遺伝子を調べたところ、3割の人は乳がんや卵巣がんのリスクを高める変異があることがわかり、変異があるとがんリスクが高い遺伝性乳がん、卵巣がん症候群と診断され、通常より10歳以上若い45歳未満で発症する人が多いといわれています。

町のがん検診では、35歳以上が対象となり、2年に1回を受診間隔としていますが、母親ら家族に乳がんになった女性に対する検診の啓発などをどのように考えているかお考えがあればお聞かせください。また、平成23年4月から24年3月と平成24年4月から平成25年3月までの年代別乳がん検診の実績をお知らせください。

続きまして、2項目めの小学校のトイレ洋式化についてです。

1点目といたしまして、学校での排せつできる環境づくりについてです。

平成25年度美幌・東陽・旭各小学校のトイレを洋式化する工事を決定いたしました。全国的には学校のトイレの洋式化はまだまだ進んでおらず、3校同時に洋式化になることは非常に喜ぶべきことと考えています。

小林製薬が平成24年6月に全国の小学生を対象に調査したところ、約3割の児童が学校でうんちをしないと答え、46.1%がうんちを我慢したことがあると回答しています。我慢した理由のトップは「恥ずかしい」が53.7%ですが、2番目は「和式が苦手」で35.3%でした。うんちを我慢するのは見過ごせない問題ですが、美幌町内の学校に限って和式が苦手は解決できるわけで、

恥ずかしいから学校ではしないという問題の解決はトイレの洋式化に伴い排せつの重要性を児童生徒に知らせることが大切ではないか。学校では朝食後に排せつを済ませてから登校することになっていると考えますが、毎朝排せつするリズムが整わないときもありますが、誰もが学校でうんちができる取り組みの機会ではないかと考えますが、お考えがあればお聞かせください。

以上、3点、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えをいたします。

小学校のトイレの洋式化については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきますと思います。

初めに、若い世代に対する健康づくりについて、妊娠に関する意識啓発についてですが、美幌町の出生数は平成23年度164人、24年度158人と160人前後を推移しており、1人の女性が一生の間に産む子供の数の指標とされる合計特殊出生率は、平成24年は全国が1.41人で、美幌町は1.71人と全国に比べ高くなっております。

また、平成24年度の出産時における母親の年齢は25歳から29歳が38%、次いで30歳から34歳が27.8%、35歳以上の方は30人で19%となっております。

さらに、妊娠届時の就業率は平成24年度で43.7%となっており、仕事を持ちながら妊娠、出産される方が増加している現状にあり、望んだときに安心して出産や子育てができる環境づくりは大きな課題であると考えております。

女性にとって妊娠、出産は極めて重大なライフイベントであり、女性が主体的に生き方を選択するためには、社会全体で多様な価値観を認め合い、共存し、支え合えることが重要であり、特に結婚観が子供を産む選択は個人の尊厳として等しく尊重する姿勢が求められております。

このため、美幌町では平成19年10月か

ら妊婦に緊急搬送が必要となった場合に、救急車で搬送する「妊婦エントリーネット119」や平成21年1月から申請日現在の月齢が24カ月未満の乳幼児の保護者を対象に紙おむつ用ごみ袋として美幌町指定ごみ袋を支給する「エンゼルサポート120」、平成22年度からは町内に出産施設がないことにより、妊婦家庭にかかる負担を軽減するため町外の医療機関において妊婦検診を受けた場合、町が交通費を助成する「プレママサポート14」を実施しているほか、平成16年度から町立国保病院産婦人科が休診となったことに伴い、母乳相談などに取り組んでいる「母乳育児相談室ピア」に公共施設を無償貸与しているところであります。

また、母子保健事業としましては、妊娠中の異常の早期発見と経済的支援を目的に、妊婦一般健康診査費用の助成を行うとともに、保健師により妊娠届出時と妊娠中期に個別健康相談や新生児の家庭訪問を行っております。

さらに、妊娠や子育ては女性だけでなく、パートナーである男性の役割も重要であることから、妊婦教室や両親教室を1コース5回の年3コースを開催し、父親が積極的に育児に参加できるよう支援するなど、多様な取り組みを実施しております。

このほか、将来、親となる若い世代が子供や家族について考え、一人一人が家庭や子育ての意義について理解を深めることは重要なことであることから、学校教育と連携を図り、小学生や高校生に「命の学習」として健康教育を実施しているところであります。

今後においても、男女の分け隔てでなく、成長過程に見合った正しい性の知識を伝えていくとともに、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

子宮がん検診について、美幌町のがん検診は国の健康増進事業実施要領により実施しており、子宮頸がん検診はしゃきっとプラザで実施する集団健診のほか、平成21年度より

国の緊急経済対策としてがん検診推進事業が開始され、20歳から40歳まで5歳ごとの節目年齢の方に無料クーポンを送付し、北見市の3医療機関と網走市の1医療機関において受診できる体制となっております。

平成23年度の子宮頸がん検診の年齢別受診者数は20歳代から30歳代が155人、40歳代が106人、50歳代が44人、60歳代が90人、70歳代が40人、80歳代が1人の合計436人で、平成24年度は20歳代から30歳代が178人、40歳代が88人、50歳代が53人、60歳代が108人、70歳代が45人、80歳代が6人の合計478人と、前年比42人の増となっております。

町では年2回、検診周知のための折り込みチラシを配布するほか、過去2年間、未受診者に受診勧奨を行い、受診率の向上を図っております。

さらに平成24年3月に実施した美幌町第Ⅱ期健康増進計画アンケート結果の中で、検診を受診しない理由の一つとして、料金が高いとの回答が寄せられたこともあり、24年度1,500円であったものを、25年度は500円とし、自己負担の軽減を図っております。

検診が受診しやすい体制を確保するとともに、広報、ホームページなどにおいて検診受診の重要性を普及啓発することにより、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

乳がん検診につきましては、子宮頸がん検診と同様にしゃきっとプラザで実施する集団健診のほか、国保病院にマンモグラフィが設置されたことにより、平成24年度から個別検診が受診できる体制となり、受診者の利便性確保が図られております。

また、平成21年度に開始されたがん検診推進事業により、40歳から60歳まで5歳ごとの節目年齢の方に無料クーポンを送付し、北見市の3医療機関と網走市の1医療機関でも受診できる体制となっております。

平成23年度の乳がん検診の年齢別受診者は20歳代から30歳代が22人、40歳代が156人、50歳代が142人、60歳代が150人、70歳代が50人、80歳代が2人の合計522人で、平成24年度は20歳代から30歳代が21人、40歳代が91人、50歳代が70人、60歳代が108人、70歳代が35人、80歳代が1人の合計326人と、前年比196人の減となっております。この理由としては国保病院で随時受診が可能になったことなどが考えられます。

国立がん研究センターがん対策情報センターの情報によりますと、乳がんは女性に最も多いがんの一つで、40歳から50歳の乳がん発生率は、この20年間で約2倍に増加しています。また、遺伝性腫瘍の家系であっても、乳がんが発症するか否かは区別がつかない場合があることから、日ごろより注意深く観察し、定期的に受診することが大切であり、乳がんは早期に発見されれば治る確率が高いがんでもあります。

町では年2回、検診周知のための折り込みチラシを配付するほか、過去2年間、未受診者に受診勧奨を行い、受診率の向上を図っております。さらに、受診料金を24年度は50歳以上が1,500円であったものを25年度は500円に、35歳から49歳までが1,800円であったものを600円とし、受診者の自己負担軽減を図っており、今後も広報、ホームページなどにより検診受診の必要性や重要性を普及啓発するとともに、個別通知などにより繰り返し勧奨し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の質問に御答弁させていただきます。

学校での排せつできる環境づくりについては、子供の健全な成長、発達を促するには食事と排せつは欠かせないテーマであります。

このため、小学校では体育科の保健分野におきまして食育の観点を踏まえつつ、健康的な生活習慣の大切さを指導するとともに、道徳の時間では望ましい生活態度と生活リズムの重要性について指導しています。

日常生活においては、朝食をとること、野菜を取り入れた栄養バランスに注意するなど、食生活を重視する傾向にあります。子供の健康を考えたとき、食生活に加えて生活習慣と排せつについても正しい知識を持つことが必要と考えます。

特に、発達段階から見ると小学生の高学年は思春期に向かう時期でありますので、心と体の調和に配慮することが求められます。恥ずかしさの感情を大切にしつつ、かつ排便は生理的なもので、我慢すべきことではないことを明確に伝えていかなければなりません。

このため、保健室の先生である養護教諭が日々の保健指導を行う中で、排便の大切さ、当たり前前の生理現象であることを教えているところです。

一方、排便は日常生活行動を通しての習慣づけであり、保護者の理解と協力が不可欠です。バランスのとれた食事、適度な運動、十分な睡眠という基本的な生活習慣を身につけることが健やかな成長へと結びつきます。

小学校のトイレ洋式化を機に、排便を生活リズムの一部として受け入れるよう、学校生活全般を通して指導するとともに、生活習慣の乱れを防ぐためにも各家庭に生活リズムチェックシートの活用を働きかけるなど、家庭と連携した取り組みを取り進めてまいります。

以上、御答弁させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、若い女性に対する健康づくりのほうから入ってまいります。

妊娠に関する意識啓発についてです。厚生労働省は6月5日に2012年の人口動態統

計を発表し、2012年に産まれた赤ちゃんの数は過去最少の103万7,000人となり、出生率は1.41で、前年比0.02ポイント増加しましたが、赤ちゃんの数は過去最小であったとのことでした。

美幌町は、1.71人と全国に比べて高いとのことですが、一時から比べて上がっていると考えられますが、158人と産まれる赤ちゃんは減少してきています。

合計特殊出生率、1人の女性が生涯に産む子供の数2.0以上だと総人口が維持できるとされていますが、出生率が上向きになった要素として厚労省は分母となる女性の数そのものが減っていることに加え、40歳前後での女性が子供が産む事例がふえたためと分析しているようです。

母親の年齢階層別で、出生率を見ると20歳代は前半から1万6,200人減ったのに対し、35歳から44歳では8,700人ふえていた、初めての赤ちゃんを産んだときの母親の平均年齢は30.3歳と前年より0.2歳上がっていたとの報告です。

答弁の24年の出産時における母親の年齢は25歳から29歳が38%、30歳から34歳が27.8%、35歳以上の方は19%とのことで、全国平均から見ると出産年齢が美幌町は低いのかなというふうに考えています。

答弁では出産にかかる体制づくり、それから子育て支援対策を多く述べていただきましたけれども、私も子育て支援センターができたり、各幼稚園の時間延長とか、それからNPOのいつでも、誰でも引き受ける保育園ができてから、町内の子育て支援の条件というか、体制づくりに私は非常に上がったというふうに考えています。

しかし、今回の質問では子供をつくる前の妊娠に対しての知識という点について提案していきたいと考えています。

答弁では、女性が主体的に生きる選択をするためには多様な価値観を認め合い、結婚観や子供を産む選択には個人の尊厳として尊重



する姿勢が求められるというふうに考えています。私もまさにそう考えています。

個人の生き方については、全くそのとおりの考えですけれども、その一方で6月3日に朝日新聞に投稿された札幌の女医さんが「女性手帳は個人の生き方への介入だと言われていますが、若い女性が出産、育児について考える機会は乏しいのが現状で、私は5児を育てつつ、嘱託で産婦人科医をしています。患者さんや友人が初産があと何年か若かったらもっと子供を持てたのにとという言葉をよく聞く、若い世代に対する出産について科学的知識を提供し、それを促す機会があっても間違いはないでしょう」との声が載っていました。

卵子の老化なんて誰も教えてくれなかったとの声も上がっています。私たちはもう産む世代ではありませんけれども、私の娘が産む世代なのですから、そういうことは私たちの話題の中にも上がっています。自分たちは子供を産んだけれども、そういうことを知識としては知らなかったよねという話をしています。

1回目の質問にありましたように、その学校の授業の中で妊娠に関する教育を取り入れることで知識を提供されるようになる子はよいとしても、今現在、そういった教育をされていない若い世代に対して何らかの対応が必要ではないかと考えますが、そのところをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁をさせていただいていますけれども、やはりこの命をどうつないでいくかということは、例えば学校だとか、行政が何をすべきかということではなくて、もちろん家庭を含めて総合的な対策が必要ではないかなと、対策といたらこれまた女性に失礼な話なので、そういう環境づくりをしなければなかなか難しいのではないかなという思いであります。

その中でも特に僕は男なのでよくわからないのですけれども、いろいろな本だとか、日

本古来の母親と娘の関係でいうと、例えば女性が一定の大人への入り口をたたくと、家族全員で赤飯を炊いてお祝いをするとか、そういう家庭の役割というか、伝統、風習というものも極めて大きいのではないかなと思っています。

それで、女医さんの話もされていましたが、けれども、女性手帳についてもこれはいろいろな論議があって、国がやろうしていることに対してちょっと疑問があるということで、今年度いっぱい検討して、来年以降に計画を完成させるというようなこともありますけれども、この中で言っている反対の意見も国家だとか、その社会から強制的に求められるのは女性に対して非常にいろいろな思いがあるというようなことなので、まずは総合的な環境づくりということがやはり大事ではないかなと思っています。

教育だけでもだめですし、家庭でのそういう命をつなぐためにどうするかという親子の関係といえますか、そういうことを極めて重要ではないかなと思っていますので、行政ができることもいろいろ今後についてもやっていきたいと思えますし、総合的なことをやはり推し進めていかなければいけないと思っていますので、そういう取り組みも今後も横との連携をとりながらやっていきたいなと思っています。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） まさにそういう、町長、今おっしゃいましたけれども、その国がまた産めを、ふやせよということに対する反発があるということで、非常にデリケートな問題ではあるかもしれませんが、先ほど言いましたように科学的知識というかという、そういうものに対しては、その知識を与える、産みなさいといか、そういうことではない人間の体、女性の体全体の流れとしてそういう周知する機会があればというふうに私も考えています。

先ほど答弁のされた中で学校教育と連携を

図りながら小学生、高校生に命の学習として健康教育を実施している、今後も成長段階にあった正しい性の知識を伝えていくとのことですので、一定の理解をいたしましたけれども、先ほど繰り返しになりますけれども教育に命の教育は、命の学習はもうやっているのでしょうか、もうちょっと踏み込んだ、産めということではなくて、女性の体についての新たな科学的なことがわかって、今、マスコミでは非常に取り上げられていますけれども、なかなかそこまでいっていない親たち、若い娘さんたちにも重要なそれぞれのライフプランがあっても、女性の体というのはこういうものなのですよというものを知らせる機会をつくっていただきたいというふうに考えています。

これで、この項目は終わらせていただきたいと思えます。時間的なものもありますので、次に子宮がん検診について入っていきます。

子宮がん検診についての質問では、私は子宮がんワクチンについて触れていますけれども、厚生労働省の検討会がこの質問を出した後、14日にワクチン接種の推奨を一時的に積極的な勧奨を差し控えることを決め、自治体から各家庭に対して接種の案内を控えるよう決定し、定期接種は継続するが積極的な接種を進めないという、ちょっとわかりづらいわけですが、希望者が無料で受けられる機会を残し、副反応に対する治療が必要になったり、後遺症が残った場合の救済制度は従来どおり活用できる道筋は残している、ワクチン接種後に慢性的な体の痛みや体が不自然に緊張して勝手に動くなど、重い後遺症が残った全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会が結成されたことも報じられていましたので、私も若い娘さんを持つ親に、ちょうど前日どうしたらいいのでしょうかというふうに、もし不安があればワクチンより検診が大切だそうですよとかという話をしたばかりの次の日にこの報道があったわけで、特に希望しない限り見送りとなり、ますます若い時期

からの検診が大切となったと考えているところですよ。

子宮頸がんワクチンの中止について、町のほうにはどのような行動が今後、今現在とどうか、今後求められるのか、現段階でわかるものがあればお聞かせください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） きょうの北海道新聞の社説にもちょっと出ていましたけれども、今回の措置は接種は続けるけれども進めませんという、曖昧どころか、では現場はどうしたらいいのと話ですよ。

一方で、ことし3月までに約2,000件の副作用が出ている、そのうち360件は重篤な副作用が出ているという中で、どうしてこういう極めてわかりにくい通知を出しているのかなという思いなのですけれども、ただ我々はそのそういう研究機関を持っていないわけですから、やはりどこかの専門的な研究機関のものを信じるしかないというようなことで、この子宮頸がんのワクチン接種に随分取り組んできたつもりであります。

その結果、こういうことが出ると非常に戸惑うのですけれども、いずれにしろ子供たち、そして住民の皆さんのやはり健康と命を守るという立場から、実は6月14日の2時ごろに北見保健所のほうから電話があったということでもあります。そして、夜中の11時40分には定期接種の中止ではなくて、継続するものの積極的な勧奨を差し控えるということの電話連絡があったということでもあります。

それで我々としては翌15日の朝8時ですが、子宮頸がんワクチンの委託医療機関6カ所にこういったことを周知してきたと、それで確認作業の中で医療機関では今のところ接種予約がないということでもありますけれども、いずれにしろどこで、どう起きるかわからないものを中止ではないというような言い方、我々、多分そういうことをしっかり言って副作用ありますよという中で続けられるというもの、なかなか難しいので、対応は非

常に難しいと思いますけれども、先生方とも相談しながらやはり町民の皆さんの健康を守る副作用のないというようなことを、やはり防がないといかんと感じておりますので、いろいろな情報を収集しながら対応するというようなことになるとと思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 接種をしても5割から7割、接種をしても検診を受けなければならないというのは最初から言われていたことですので、ここで町長も今おっしゃられたように、インフルエンザよりそれこそ多いような副反応を推奨することはできないというふうに、私も同じ考えです。

先ほど1回目の答弁の質問で言わせていただきましたように、子宮頸がんの発症年齢というのは30代だということで、20代から始まり、30代だということで、美幌町の先ほど答弁をいただきました20代から30代に対して平成24年は178人が検診を受けているということです。

私は次世代育成支援行動計画、これは21年度の実数から推計となった年代別、女性の数というのを自分で割り出してみたのですが、20代から30代は大体、これは単純に男女で割る2で割ったわけですが、20代から30代の女性というのは、2,112人いるのではないかというふうに推察されます。

その中の子宮がん検診を受けたのは178名ということで、もう一つ下がって40代で1,255人いる中で受けた方は88人というふうに自分なりにちょっと考えてみたのですが、子宮がん、ほかのがんもそうなのですが、海外と比べて日本は独特な恥ずかしいという感情が強くて、それが子宮がん検診率を下げているのではないかというふうなことを何かで読んだことがあります。海外では80%という受診率もあるというふうに書かれていました。

先ほども述べさせていただきましたが、や

はり20歳から始まり、30歳が発病のピークであれば、早い時期からの検診が必要であり、答弁では検診しやすい体制を確保するとともに、広報とかホームページで検診、受診の重要性を普及、啓発し、受診率の向上を図っていききたいとのことなのですが、例えば成人の祝のときとか、それから娘さんを持つ母親、それから祖母世代に対して呼びかけも大切だと思いますけれども、こういうことは今もやっているかもしれませんが、今後また新たな取り組みを考えていましたらお知らせください。

○議長（古舘繁夫君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（佐藤和恵君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

イベントと、この間のスマッピーの会場等にお邪魔をいたしまして、検診のPRをして受診を奨励すると、各会議とか協議会とか、そういったものの前段にお邪魔をさせていただいて、検診のPRをさせていただくと、あとは出前講座とか、そういった健康教室を行ってございます。

こういう中でそれぞれの、いろいろな世代の方がいらっしゃいますので、若い方から御年配の方までいらっしゃいますので、そういった機会を捉えて随時、受診の奨励をしてまいりたいと考えております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） この間もスマッピーのときに保健師さんとか、民生部の方が一生懸命躍起になって健診者を捕まえていた姿をよく見えていますので、一生懸命やっただいているなというふうに感じています。これで子宮がんのほうは終わらせていただきます。

次に、乳がんのほうなのですが、統計で23年度は522人だったのが、24年度では326人、これは国保病院で受けた方がいるからではないでしょうかというふうな答弁でしたけれども、国保病院でのマンモグラフィの撮影人数は健診者で49名、外来で

の受診で29名の86名というふうになっているということです。

私は、このように検診でなくても直接、外来に行って診察を受けられた方、国保病院、または他の他市町ですね、外来で乳がん、子宮がんもそうなのですが、ほかのがんもそうなのですから、みずから行ってがん検診を受けた方、この方々をカウントに入れるというのですか、そういう個人個人に対応していくという考えになれば、そういうみずから自分で進んでいった方もある程度、把握できないかなというふうに自分で考えています。

これは、住民の人がどれだけがん検診を受けているかという、細かな把握ができるのではないかと。これは個人情報というふうな考えもありますけれども、住民が例えば住民がみずから進んで、私はどここの病院でがん検診を受けてきましたという情報を寄せていただく、また今、メールや何かも使われる時代ですから、そういうふうにメールなんかでそれを提供していく、情報を提供していただく、そうすればもっと町民に対して細やかな対応ができるのではないかと。このように思っています。

答弁でありましたように2年間、検診を受けていない方にお知らせをする、これほどやはり細やかな対応をしているようですから、そういうこと、私が今言ったようなことには、その取り組みないかどうか、その辺、もしお考えがあればお聞かせください。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） あくまでも任意でございますので、個人情報の関係もございまして、その辺は配慮しながら進めてまいりたいと思います。

一応、検診につきましては、その必要性、重要性を普及啓発をして町民の皆様にお伝えしていくことを進めてまいりたいと考えております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 数だけカウントす

ればいいということではなくて、例えばちょっと戻ってしまいますけれども子宮がんの検診なんかは、妊娠のときにちゃんとがん検診をしてくれる先生もいますので、実際、町内の方々がどのくらいがん検診を受けているかという正確な数字をつかむことを今後、考えていただきたいというふうに考えています。

先ほど答弁で部長が個人情報と言いましたけれども、こちらからではなくて、住民のほうから情報を寄せていただくような、住民も協力し合いながらお互いの健康づくりをするということで、住民参加ということでは、そういうことが今後、考えられないか、今後検討していただきたいというふうに考えております。

次に、学校の水洗トイレの洋式化に入っております。

洋式化については、私の接した母親たちは非常に喜んでおります。それと、その一部、ウォシュレットつきに対しても本当によかったとの声を受けております。

答弁で洋式化を機会に排便を生活のリズムの一部として受け入れるよう指導するとありましたが、そういう答弁ですので、大変、安心しております。

その子供の性格にもよりますけれども、男子の場合は個室に入るというふうな行動ですので、やはり入りにくい子が実際にいますし、和式なので我慢して帰ってきて途中でというようなことも実際、聞いておりますので、その辺、ひやかしかからかいからいじめに発展しないように、よい指導を今後期待したいと思います。

先ほど質問にはありましたけれども、答弁でありましたけれども、正しい生活のリズムをつくる、生活習慣をつくるということはずごくもう私は学校の勉強より難しいなというふうに考えています。

それぞれ家庭の生活のサイクルみたいなものもありますので、その中で生徒が正しい生活習慣をつくるために新しくなられた教育長

に、例えば新たな考えというか、こういうところで訴えていきたいとか、そういうことがありましたら一言答弁していただきたいと思えます。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今回、トイレの洋式化ということで御質問をいただいたということで、私もいろいろな勉強をさせていただきました。

子供たちにとってやはり健康な、健全な発達というか、そういう中では食事をとること、それから排せつをするということは、当然、昔から言われてはいることなのです。

ただ、普段、私もそうですけれども排せつということに対してきちっと考えたことは正直、私はなかったのが事実です。

今回、こういう質問をいただいたことによって、どちらかというトイレというか、昔から4Kではないですけれども、非常にくさいとか、きたないとか、それから暗くて恐ろしい、トイレをつくるというと大体北側にあったりとか、そういうイメージが今はもうやはり南側につくったり、明るくなってきているという部分があって、当然、水洗化もここまで進んできた中においては、ちょっとイメージが違っていると。

そういった中で、一番いいのは家庭の中で全部、完結すればいいのでしょうけれども、どうしても何かの理由で完結できなくて学校に行くと、では現実的にトイレ行きたいけれども、どうもくさいとか、和式でそういうところには行きたくないというイメージの部分が今回、私どもで踏み切ったことが、ある意味ではいい結果になるのかなというふうに思っております。

再度、本当に今回の洋式化は本当にどうなのかと、ちょっと自分なりにうちのスタッフとちょっといろいろ考えた中で、今回、もたらす効果という部分であれば再三、岡本議員から御指摘いただいている健康面からの環境改善ということはまず一つ、絶対図れるなということでもあります。

そういう意味から、ぜひ子供たちにトイレにはやはり一つの空間として、やはりどんどん行っていただきたいという部分と今回、便器を一部洋式もあったのですが、全部取りかえる形にしました。これはどういうことかという、従来の水の容量を大体10リッターから13リッターを大体今の節水タイプ、大体4.8ですから5リットル未満にすることによって、本当にエコと環境保全というか、そういうところに配慮するというか、この2点は本当に重要なことだと思よかったことだというふうに思っています。

ですから、その辺、単純にトイレに行きづらいということだけでなく、実はそういうことをすることによって環境にもエコにも配慮できるということをきちんとやはり子供たちにも伝えていきたいですし、やはり健康教育ということを再度見直していきたいということではあります。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 何回も言っていますように、日本人はやはり恥ずかしいという独特な、それは悪くはないでしょうけれども、その感情がトイレで自分の音を消す「音姫」なんていうものをつくったり、いまやこの間テレビでやっていたのですけれども、日本のトイレというのは、日本中行っても世界一だと言われています。それだけ環境が整っているのです。

環境は整っているのだけれども、やはり恥ずかしいという我慢してしまう、そのところの教育をこの機会に十分取り組んでいただいて、子供たちが軽い気持ちで、さわやかな気持ちで学校で過ごせるような環境づくりにぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古館繁夫君） 以上で、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を、11時30分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕 一般質問を始めさせていただきます。

平成23年9月の第8回定例会の一般質問で、パークゴルフ場の整備について町長の答弁をいただいておりますが、この2年間、私なりに町長を初め、担当部署や関係者の動向をうかがっていましたが、答弁で示された内容が実行されていないと受けとめ、今回、確認させていただきます。

一つ目、町長の任期中に着手すると2年前に答弁されているが、今もその思いに変化はないか。

二つ目、町長の担当部署への具体的指示内容と指示したのはいつなのかということでお聞かせ願いたいと思います。

大きい二つ目であります。

整備に向けてこの2年間、担当部署は真摯に検討されてきたと思うので、その具体的検討内容について。

一つ目、用地確保はどのように検討されたか。

二つ目、工事の着手は来年のいつなのか。

三つ目、関係団体等との調整及び町民への説明、理解を既に得ているのか。

以上のことを町長はどのように承知し、判断されようとしているのか、明解にお答えください。お願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 吉住議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

初めに、「町長の政治姿勢について、パークゴルフ場の整備について町長は今任期中に着手すると2年前に答弁されているが、今もその思いに変化はないかについて」でありま

すが、パークゴルフ場の整備につきましては平成23年9月の第8回定例会で答弁させていただいておりますが、今任期中の事業着手に向け努力しているところであります。

御質問の「今もその思いに変化はないかについて」であります。現在のパークゴルフ場は河川敷のため大雨災害時の問題点や交通安全上の課題を抱えている中、新しいパークゴルフ場建設は愛好者だけでなく、その御家族や町民の皆様の強い願いと受けとめております。

「パークゴルフ場建設に向けた担当部署への指示について」であります。本年4月19日開催の政策会議において、パークゴルフ場施設整備のためのチームの立ち上げを指示し、総務部、建設水道部、経済部、農業委員会、教育委員会の5部局によるパークゴルフ場施設整備検討委員会を設置し、その事務局を町づくりグループとしたところであります。

検討委員会への指示内容についてでございますが、建設場所の選定に当たっては、既存公共施設との相乗効果や交通アクセスの問題を慎重に考えること、施設規模についてはおおむね54ホールの公認コース、クラブハウス、駐車場、施設管理用倉庫などの附帯施設の整備可能な面積で、冬期間には歩くスキーの利用やクロスカントリースキーのための夜間照明設備も検討すること。事業費は54ホールを考慮すると3億円から4億円を必要とすることから、補助金等の財源確保に努めること。また将来的には町の活性化につながる施設であること。事業の着手時期は今任期中を目指すこととし、限られた期間ではあります。検討委員会においてパークゴルフ場候補地用地取得への課題やその他の対応策、施設建設の事業費などの検討を行うこととしております。

次に、「整備に向けて担当部局の具体的検討内容について、用地確保はどのように検討されたかについて」であります。用地の確保につきましては検討委員会で候補地を選定

し、取得のための課題やその事務手続きを調査、確認をした後に、必要な手続きと用地取得を進めてまいります。

次に、事業への着手事業は今任期中を目指し、勢力的に進めてまいります。また、関係団体や町民の皆さんへの説明についてであります。施設整備に対し町民の皆さんの意見反映ができる適切な時期と方法により実施してまいります。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 町長、私の一般質問もおおよそ2年ぶりであります。今回の質問は、この2年間を見ておりますと、むしろもどかしさと、それと反面いらだちであります。と申しますのは、2年前、この項目より多い内容をお聞かせ願った中で、今回、質問しているのはさらに絞った内容で聞かせていただくという思いであります。

あえて、苦言ということで聞いていただきたいのでありますが、2年前の答弁、ここにコピーがありますし、お手元にもあろうかと思っております。

そこで、実はこの大きい意味の二つと個別のやつ、実は区別してしゃべれないのです。申しわけないですが、そういう意味で御理解をいただいてさせていただきますので、何とぞよろしく願いしたいと思っております。

まず、大きい意味の一つ目ですが、実はもどかしさであります。まだ今定例会で議決を受けたわけではございませんが、補正が多額の金額、むしろほっとしたというのが私の心境であります。でも24年度、どのような形がされたかと、されていなかったか、言わなくもわかっていらっしゃると思っております。

そういう意味においても、あえて町長さんの思いという意味でどうだったのかということで、でもまだ先ほど言いましたように議案として予算のほうは私としてほっとしている

ところであります。では、具体的にお聞かせ願いたいのは、町長の担当部署の具体的内容、指示について示されたいという質問に対して、ことしの4月に立ち上げたよと、指示を出すべき部署がやっとできたというお話です。

これも苦言になります。この答弁書、いちいち読み上げる必要はないと思っておりますけれども、何を言いたいかと24年度中という、23年度に一般質問したのですけれども、それも含めて24年度中には検討してまいりますよとおっしゃられている。じつと町長さんを信頼申し上げ、24年度中、ですから25年3月31日過ぎたのを確認して今回なのです。正直いって町長さんがおっしゃられた言葉を繰り返しません、はっきり言って何もなさっていないというのが私の印象です。これは私の印象ですから。

それから、先ほどもお言葉にしていますが、全部関連していますので、そういう観点で私、いま一度、町長さんに重ねてお聞きしたいのは、それはそれとしても4月から立ち上げたら町長さんがマニフェストで町民に夢を与えて立派に努めなければいけないと思っているのです。そうしたら、今までもできなかったこと、あえて言えばこういう言葉を使わせていただきますが、エンジンをフル回転させながら進むしかないと思うのです。

そういう意味で、町長の気持ちを今回、立ち上がったチームという意味においていささか不安になるのです。この2年間、無駄とは言いませんが、それを取り戻すためにも例えばパークゴルフ場には右に出る者がいないぐらいの副町長を頭として、職員を結集して残業手当を払ってもいいからフル回転しなかったら、今任期中といっても常識としてはあえて言えば再来年の3月31日に着手するといっても意味をなさないのです。

やはり、少なからず来年のいつごろなのか、お答えになっていませんので、まずそこから確認させてください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） いつも吉住議員には後押しを、力強い後押しをいただいているということで感謝申し上げたいと思いますけれども、一方では2年間もどかしさといらだちがあったということについては、特に平成24年の目に見えた形で何もしていないという苦言もいただきました。

そういう受けとめ方をされるということは、もう本当に残念でなりませんけれども、町民の皆さん含めておわびを申し上げたいと思いますけれども、私もいろいろ財源の問題含めて軽々にいつまでというのはなかなか具体的なスケジュールをお示しできなかったということについては、本当におわびを申し上げたいと思いますけれども、今回、平成24年度の決算における見通しができて、この後、補正予算という形で提案させていただきましたけれども、一定のめどがついたと、これはきのうもちょっとパークゴルフ場の御質問がありましたけれども、財源が一定の半分ぐらいは何とかめどがついたという中で立ち上げて、具体的に進めていこうということでありますので、いずれにいたしましても私は約束でありました、1期目は基金条例をつくって将来に備えたいという思いでした。2期目に当たってはぜひともこれを実現したいという思いを訴えてまいりました、最後まで全力を尽くして任期中に着手を目指したいと、この場においてもその決意はいささかも緩んではないということでもありますので、残りの任期も1年9カ月ぐらいだと思いますけれども、しっかりと取り組んでいきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 苦言ですから、多少、お許しをいただきたい。逆にお許しをいただきたい部分もあろうかと思いますが、2年前の話は、あえて言えば24年度までの話はきれいさっぱり忘れたとしても、どう見ても任期中において別な意味で手順が見えないということなのです。

お言葉は、それはそれこそ今、忘れようとしています、2年前もお聞きしているのです、2年前も。それでは、どういう形でタイムスケジュールを組み立てるかということをやっと参考のために農業委員会の会長、農業委員会に例えば農地であればどういう申し込みがあった場合、例えば何カ月審議して、何カ月というのがもし標準でわかっているのか、あえて参考のためお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 鈴木農業委員会会長。

○農業委員会会長（鈴木幸往君） 農地法にかかわる申請につきましては、通常、処理期間につきましては約一月から二月で申請に対する許可が出ます。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 例えば、土地が決まっても、それをもとにして申請しても2カ月、通常ですよ。その前に山があるのです、農業委員会に申し込むにしても、場所そのものが決まっていなければ、だからもどかしいのは今回の答弁もこれから検討していくと、逆に言えばもう2年前に僕は終わっていてもいいと思っているのです。

そういう観点から、私は申し上げたいのはこのチーム、でき上がったことはこれからの話ですけれども、あえて言えばこの2カ月間、どういう会議を持たれたか、2カ月あったわけですから。例えば4月19日以降、4月20日に会議を開いたとか、5月1日にしたとか、一般質問を受けた後でも、そのぐらいはちょっとやっぺいかなという会議もあったかもしれませんので、具体的に4月19日以降、回数でもいいです、ちょっと知っている範囲内で教えてください。

○議長（古舘繁夫君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西守君） ただいま御質問にありました検討委員会での審議の経過でございますが、6月10日に担当者が集ま



りまして会議を行っております。

内容としましては、その土地の関係での検討ということで行っております。また、法規制の把握、また補助事業のメニュー等を検討していくということで、それぞれ次回に向けての準備を進めております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 4月19日に立ち上がっても、今、初回だというふうを受けとめて勝手にしゃべりますけれども6月10日だと、もう少しエンジンかけませんか。

それには今、小西主幹がお答えになりましたけれども、これはトップに部長級、いや副町長クラスをつけなかったら、町長の夢を実現できない。ましてや、パークゴルフに関しては十分、コースの内容も熟知している、このぐらいの人物を充てなかったら町長、エンジンがかからないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） もちろん、チームをつくって検討する、それは極めて事務的なものも含めてやはりやっていく、そしてそれを最終的に判断するのは私が判断させていただきますけれども、その事務的なものやはり総括は副町長がいるので、幾らパークやっていると言っても、それはそれでまた違う立場でのアドバイスはあると思いますけれども、事務的なことの積み上げをどうするか、そしてチームをつくってやって、副町長は参画していませんけれども、それは事務的な事務方のトップとしていろいろな報告を受けながら判断する、していただけるものと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 物事というのは真剣になるときは、全勢力を上げて取り組むこともあろうかと思うのです。

実は、このようなパークゴルフ場、初日の1番目で新鞍さんが実は住民に対しての説明

という趣旨のもと、私もお聞かせ願っています。

答弁は、2年前はもう忘れようと言って、全く同じなのです。準備できてから、ですけれども町民としても、もう出来レースみたいな説明ではなくて、もしかしたらいろいろなプランもはめられるような相談の仕方もあるといいと思うのです。

それには、基本となるものを早く、相手にも時間を与えなければいけないと思うのです。意見を述べるにしても、でも皆さんが組み立てたものを十分理解してからの意見ですから、はいでき上がったよ、何だか委員会説明聞いてください、こういうわけにはいかないのです。

ですから、物事には常に相手がいらっしやることだと僕は思うのです。それに対しても十分な理解をいただくためには、相手にも時間的猶予、猶予と言ったらちょっと失礼ですね、十分考えていただける時間を持っていただくという意味でも、まず根っこを固めていただく、固めるといっても決めるという意味ではないです、プランを見せるもの、見ていただけるものをまず夜業してでも、全職員たまたま今回、職員給料カットという提案もあります、もう涙をのんで下がるわけですから、残業手当を与えてでも町長の夢を町民に約束したことを実現しなかったら、これは男が廃ります。

だから、それにはやはり勢い、もう待ったなしということを申し上げて私の一般質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 答弁はどうですか。

○10番（吉住博幸君） ていっぱい苦言は申し上げましたので。あえて言えば。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 最後まで全力尽くして私の夢でなくて、町民の皆さんの夢をかなえるように全力を尽くしていきたいと、そのように思っています。

そのためにも、職員にも一生懸命知恵を出して汗をかいていただこうと、そのように、

そのリーダーシップをしっかりととっていき  
たいと、そのように思います。

○議長（古館繁夫君） 以上で、10番吉住  
博幸さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開を1時、13時といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、  
会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既に  
通告しております2点についてお伺いいたし  
ます。

最初の1点目は障がい者対策の拡充につい  
て三つの項目から御質問いたします。

1点目は、視覚障がい者への地デジラジオ  
給付についてであります。

美幌町の地域生活支援事業で日常生活用具  
支給サービスが実施されております。この  
サービスに地デジ対応ラジオ支給が含まれて  
いるのでしょうか。また、利用実績は何件で  
しょうか。

2点目は広域手話通訳派遣についてであり  
ます。美幌町の地域生活派遣事業（コミュニ  
ケーション支援）で、手話通訳者派遣サー  
ビスがございます。これまでの利用実績を伺  
います。また、町外への派遣実績は何件で  
しょうか。町外派遣のうち、北海道への広域派遣  
事業対象件数は何件でしょうか。

3項目めは、精神障がい者のバス運賃割引  
についてであります。通院等交通費助成制  
度として、精神障がい者への通院等交通費助成  
が行われていますが、これまでの利用実績を  
伺います。

また、町外への利用実績は何件でし  
ょうか。町外利用の場合、JR利用の見込みは可  
能でしょうか。高速道路料金、タクシー料  
金、航空運賃の精神障がい者割引の見込みは

いかがでしょうか。

大きな2点目は、TPP交渉参加への対応  
についてであります。2項目、お聞きいたし  
ます。

一つは、オホーツク管内集会についてであ  
ります。5月21日開催のオホーツク圏活性  
化期成会総会で、土谷町長が標記の管内の集  
会開催を提起され了承されたというふうに  
伺って、報道で承知しております。

政府が7月15日から開催されるTPP交  
渉への参加、また、参議院選挙、投開票が7  
月21日ではありますが、控えておましてい  
つどのような規模での大規模な参加阻止集会  
が計画されているのでしょうか、できる限り  
具体的にお示しいただきたいと思えます。

この件で、道内での総合振興局管内規模の  
反対集会は十勝集会が3月10日4,300  
人、大規模に開催されておりますが、美幌町  
長としてのこの種の集会の構想及び美幌町か  
らの参加対応についてどのようにお考えで  
しょうか。

2項目めは、当面する美幌町の行動計画に  
ついてであります。

美幌町TPPを考える連絡会議、5月31  
日に開催されたと伺っておりますが、そこで  
確認された当面する美幌町の行動計画につ  
いてお示しいただきたいと存じます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の  
御質問にお答えをいたしたいと思えます。

初めに、「障がい者対策の拡充について、  
視覚障がい者への地デジラジオ給付につ  
いて」であります。日常生活用具給付等事業  
は市町村が行う地域生活支援事業の一つと  
して重度障がい者に対し自立生活支援用具等  
の日常生活用具を給付、または貸与すること  
によりに日常生活の便宜を図り、その福祉の増  
進に資することを目的としています。

地デジ対応ラジオにつきましては、平成2  
3年7月にテレビ放送の地上デジタル化に伴  
い、従来のFMラジオではテレビ音声を受信  
することができなくなり、視覚に障がいのあ

る方々の情報入手の手段の一つが失われることとなりました。

こうしたことから、国では地デジ対応の製品化に向けた助成等を行い、昨年9月には視覚障がい者向けに配慮された地デジ対応ラジオの販売が開始されたところであります。

北海道においても、地デジ対応のラジオについては日常生活用具の要件等を満たしており、給付の対象とすることが可能である旨、厚生労働省からの回答を得たことから、平成25年1月10日付でオホーツク総合振興局から通知を受けております。

視覚障がい者向けの具体的な対象品としては、情報意思疎通支援用具として点字ディスプレイや点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置などがりますが、地デジ対応ラジオについても給付の対象として新たに追加したいと考えております。

なお、現時点では申請がない状況であります。

「広域手話通訳派遣について」であります。地域生活支援事業の一つであるコミュニケーション支援事業は聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者とその他の者との意思疎通の仲介を行うものとして手話通訳者の派遣事業を行うものです。

これまでの利用実績ですが、平成23年度は1件、平成24年度8件となっております。町外への派遣実績は平成23年度1件であり、道の広域派遣事業の対象となったのは平成24年度に1件、町外の方が美幌町のイベントに参加した際に手話通訳者を派遣しております。

今後も北海道ろうあ連盟と協力して、本事業の活用に向けてまいります。

「精神障がい者のバス運賃割引について」であります。美幌町の単独事業である精神障がい者に対する交通費助成は精神障がい者の治療、診断、訓練、検査及び相談のために通院、通所に要する経費を助成するもので、

バス料金、または鉄道普通旅客運賃の2分の1以内を助成しています。

これまでの利用実績であります。平成23年度369件で、26万1,560円、平成24年度401件で26万4,140円となっており、全て町外への利用実績であります。

高速道路料金、タクシー料金、航空運賃の精神障がい者割引の見込みについてですが、平成18年4月の障がい者自立支援法施行により、身体、知的、精神の三つの障がいは一元化されたにもかかわらず、公共交通運賃の割引制度も身体障がい者と知的障がい者の場合、JR等バス運賃、高速道路運賃は50%割引、タクシーも10%、航空運賃は会社、路線によって異なりますが割引されていますが、精神障がい者については割引の対象となっていないのが現状であります。

北海道においても、第2期北海道障がい者基本計画に基づき、各公共交通事業者及び団体に対し、精神障がい者への運賃割引を実施するよう要請活動を行う予定であり、6月中に保健所管内にある割引未実施バス事業者に要望することとなっておりますので、町としても道を通じ鋭意要請してまいります。

次に、「TPP交渉参加への対応について、オホーツク管内集会について」であります。3月15日、安倍総理はTPPに関する情報をほとんど示さず、国内の理解も得ないままTPP交渉参加を表明しました。TPP交渉は、農林水産業のみならず食の安全・安心・医療・保険・公共事業など、さまざまな分野に大きな影響を与え、地域社会、地域経済の崩壊を招く交渉であるという懸念がぬぐえない中、独断専行的な判断によりTPP交渉への参加が決定されたことは極めて遺憾であります。

後発参加国の日本は、交渉に入るまで協定素案などの情報を入手できず、農林水産分野の重要5品目を関税撤廃の例外扱いと主張できるかさえ不透明な状況にあり、さらには合意済み事項は丸のみを強いられるなど、不利

な条件が課せられると報じられております。

国益確保の見通しが立たないままでのTPP交渉参加にはあくまで反対であり、今後は交渉からの撤退を求める行動が必要であると考えているところであります。

御質問の1点目、「オホーツク管内集会について」の「オホーツク管内における大規模な参加阻止集会の計画について」であります。オホーツク圏活性化期成会におきましては、現時点で管内集会の具体的な開催計画はありません。

なお、7月の交渉参加に向けた新たな動きや他管内の様子も見ながら管内集会の開催が必要と判断したときは、役員会や専門委員会の意見を踏まえ、決定していくとのことですので御理解を賜りたいと存じます。

また、「美幌町長としての反対集会の構想及び美幌町の参加対応について」であります。私が去る5月21日に開催されたオホーツク圏活性化期成会総会でTPP問題への対応について発言した趣旨は、3月に十勝で開催された4,000人規模の集会を例に挙げ、第1次産業を基幹産業とするオホーツクの大きな反対のうねりとするためには、他団体との横のつながりをしっかり持ちながら、今後も反対運動の取り組みを進めてほしいと要望したものであります。

今後も状況を見ながらオホーツク管内規模の反対集会の開催が必要な場合には、速やかに期成会に対し開催要請を行うと同時に美幌町TPPを考える連絡会議の構成団体と横の連携を生かしながら、町内の多くの関係者に参加を呼びかけ、対応してまいりたいと考えております。

御質問の2点目、「当面する美幌町の行動計画について」であります。これまで本町におきましては反TPPに向けて町議会の意見書提出や議員有志による公開講座の開催、町内13団体で構成する美幌町TPPを考える連絡会議の設置、町内各所にのぼりの設置、広報びほろに延べ11回に及び特集記事の掲載など、他市町村に先駆け反対行動に取

り組んできたところであります。

しかし、全道の世論調査では交渉入り賛成派が反対派を若干上回る結果となっており、TPP協定参加で懸念される問題についてさらなる提起が必要であるとの認識から、5月31日に開催した連絡会議では、当面の活動として広報びほろ7月1日号から「TPPの何が問題なのか」連載記事を再スタートし、さらにわかりやすい紙面で町民に理解を求める広報活動を行っていくことや、全道規模の総決起集会など、反対行動への積極的な参加についても確認したところであります。

いずれにしましても、政府は7月の交渉参加に向け着々と準備を進めており、今後の交渉スケジュールによりますと7月、9月の交渉会合を経て、10月のAPEC首脳会議での基本合意、年内には交渉妥結する目標とされており、交渉会合の内容など、何らかの情報が開示され、その都度、大きな山場があると考えているところであります。

また、TPP関係国間の外交交渉、協議はあくまで政府の責任で行われますが、その後のTPP協定の締結については国会の承認や批准決議の手続きが必要とされていることから、最後の国会批准まで諦めることなく美幌町TPPを考える連絡会議の構成団体と情報を共有しながら、反対行動に取り組む姿勢でありますので、議員有志のさらなる協力をお願い申し上げます。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 再質問をさせていただきます。

最初に、地デジラジオ給付についてであります。視覚障がい者の情報をどうやって得られているかということでは、2008年に厚生労働省が調査結果を公表されております。身体障がい児、者実態調査であります。それによりますと視覚障がいのある方については、テレビからの情報66.0%、最も多いという状況です。家族、友人からというのは

55.7%、ラジオからというのが49.7%であります。なお、2008年当時、ラジオはFM放送でテレビ情報を入手できておりません。

したがって、ラジオという場合は同時にテレビ情報を意味するというのも押さえておく必要があるかと思っております。

平成23年7月1日、テレビが地デジ化されましたが、御答弁でもありましたFM放送でテレビ情報を入手することができないと、このようになりました。視覚障がい者は今日まで、テレビの前にいない限りはテレビの情報が入手できないという、そういう状況になっております。

昨年9月、地デジ対応ラジオが製品化されましたが、点字でガイドブックがあって、使い勝手がいいとされる機種は2万円を超えるようであります。したがって、本人負担が1割という日常生活用具給付対象に加えてほしいということで、視覚障がい者協会などがこの間、厚労省に要請を続けてこられたわけがあります。

そういう中で昨年、2012年1月29日、厚労省は日常生活用具として給付可能であるという回答を私どもに示されたところがあります。ことしになりまして1月8日、道議会の保健福祉委員会で道は国に確認をしたと、速やかに市町村に通知するということが1月10日の総合振興局通知という流れになっております。

私は町の広報を調べさせていただきましたが、ことし2月号に日常生活用具給付制度の紹介というのがされております。本人負担が1割という記載もありますが、地デジラジオという具体の記載がありません。視覚障がい者への連絡はどのようにされたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 視覚障がい者の方について、特に個別に御案内申し上げておりません。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 視覚に障がいを持って日常生活用具給付の対象となる方は美幌町に何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 視覚障がい者につきましては、総数で76名でございます。そして、重度の方につきましては52名ということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 厚労省の2008年の調査で、視覚障がい者の3分の2がテレビの情報に依拠しているというのは先ほどお話しいたしました。

76人ということになりますと、美幌町では50人以上というふうになるかと思いません。関係者への周知徹底をぜひ急いでいただきたいというように思います。

時間の関係もありますので、それは要請をして次に移りたいと思います。

広域手話通訳者派遣事業についてであります。手話通訳者の広域派遣は、これまではそれぞれ市町村間でお互いに協力し合いましたというふうな町以外はなかなかできないというふうな課題を抱えておりました。

道議会などでも取り上げられてまいりましたが、昨年の4月から北海道ろうあ連盟に派遣業務、コーディネイト業務を委託をし、広域派遣事業を新規に実施されるようになりました。ろうあ連盟に登録した62の自治体、326人の手話通訳者が現在、広域派遣を担っておられるようであります。

美幌町での手話通訳派遣事業での利用実績は23年度1件、24年度8件で、広域派遣事業対象は24年度1件ということであります。これまでまちまちでありました手話通訳者派遣単価は統一されたようであります。

そこでお伺いいたしますが、地域生活支援事業、市町村の事業ということで活発に利用されればされるほど、市町村の予算がかかるというふうな内容かと思いますが、道は広域派遣事業を新規に実施したというふうには言っているのですが、町に対する助成というのは

どのようになっているのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 福祉主幹。

○福祉主幹（谷川明弘君） ただいまの質問ですが、この事業は国から50%の補助、そして道については25%の補助となっております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 町は残りの25%というふうになるかと思いますが、多分、本人負担が1割ということなので、詳細な部分についてはとりあえず75%は補助対象になっているということなので、あえて申し上げますが安心してお使いいただけるということだと思います。

実は、手話通訳者派遣を望む声は多いわけでありまして、全道で聴力障がい者2万6,400人、そのうち手話通訳を要するというのは5,300人ぐらいいらっしゃるということで、おおむね20%は手話通訳を必要とするということでもあります。

そこで、美幌町の聴力障がい者は何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 聴覚障がい者につきましては88名でございます。そのうち、一、二級の重度の方については18名でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 88人の2割というふうに仮に想定しますと18人程度というふうになってまいります。

実は、一昨年10月に美幌町の第3期障がい福祉計画を立てるといときに、障がい者アンケートを美幌町はとっておられます。

その中で、手話通訳などのコミュニケーション支援を求めるという要望は14件ございます。相当数の方がこの制度そのもの、あるいは広域利用ができるかどうかということも含めてなお知らないということだと思います。

手話通訳は医療機関に受診をする際に本人の症状を正確に伝えるという上で、あるいは

専門的な法律相談など、専門分野への対応も含めて今、研修もされているというように伺っております。もちろん、日常の普通のコミュニケーションをとるという上での利用は可能であります。

せっかく広域派遣事業が展開され始めているということも含めて周知を図る必要があるなというように思います。

そこで、一昨年10月の各障がい者に対するアンケートを美幌町はとっておられますが、制度があるにもかかわらず伝わっていないというのが私は非常に気になっています。その結果、何もやってくれてないというような思いにもつながっているのだらうというように思います。

せっかく関係者、あるいは関係団体もなかなか開かない成果の扉などを開けて制度化したといううちの私、今回、何点か取り上げているのですが、こういうものをどう正確に、必要な人に情報を届けるかということが求められているというように思うのですが、その周知の仕方についてどう徹底するかという点で、その部分も含めてどのようにされるか伺いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほどの地デジラジオの問題もそうですし、この地域生活支援事業、あるいは地域派遣事業、今の手話の関係もそうなのですけれども、日常生活用具に対する対象物ってかなり広範囲にわたって、細かく要綱で定めているということでもありますので、個々の皆さんにお知らせするというのはなかなか難しいかもしれません。

そうであれば、別な方法もいろいろ工夫しないといけないと思いますけれども、そういった困った方がどこに相談されるのかということをとということで、そういう方にかみ砕いてお話するのが一番伝わりやすいのかなと今ちょっと思いましたけれども、いずれにしろせっかくネットを張っているのですから、それについて利用できるものも利用できないという、知らないから利用できないとい

うのはもう全く我々としても残念に思うことですので、いろいろな周知方法を考えてみたいと思います。

せっかく制度化しているのに、知らないから使わないからそのままでいいということではなくて、やはりこれはもうネットを張っているわけですから、そういうものをしっかりと伝えるような努力を工夫を今後していきたいと、そのように思っております。

ただ、細かくやると物すごい量になるというのも事実だと思いますので、この辺も一工夫いると思います。そのことについてもちょっと汗を流してみたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 今回、質問するに当たって町が発行しております福祉のしおり改めて見せていただきました。これをかみ砕くとなると、何倍ものページ数になるのだろと思います。

しかし、例えば視覚障がい者にとってみれば聴覚障がいたとか、その他のサービスについては知る必要がないのです。本当に自分にとって必要なサービスをよくわかるというふうにするためには、これは入り口ではありませんけれども、これで1冊では間に合わない、ピンポイントでその人の障がいに対応したサービスを過不足なく伝えるというのが今、求められているんだなと思います。

ヒントは多分、一昨年10月の第3期障がい福祉計画を立てるために行ったアンケート調査の中に幾つも含まれていそうなのです。中には窓口に行ったのだからそこで教えてくれればいいじゃないですかとか、担当者は知らないのではないかみたいな、そんなアンケートの回答もあるのです。

一番わかっていないのが管理職の方ではないとか、もうそうだと推測ですよ、結構、美幌町、今回改めて調べさせていただいたのですが、なかなか進んだ制度が幾つもあるのだけれども届いていないということで、ぜひ行政を進める上でなかなか難しいのは知

らせることだと、由らしむべし知らしむべからずという何か昔からの言い伝えがありますが、これは知らせることはなかなか困難だと、とかく寄りかからせてしまうということの自戒の言葉だという説もありますので、やはり美幌町が関係者こそが自立して生き生きと活動できる、そのためにせっかくその人のために作られた制度、あるいはサービスをこの機会にぜひ精度を高めてピンポイントで届けるということで工夫をお願いしたいというふうに思います。

総論としては町長からお話をいただいておりますので、再びは結構であります。

次に、精神障がい者バス運賃割引についてお聞きいたします。

身体障がい者、知的障がい者の場合、JRとバスの運賃について、あるいは高速道路料金の50%割引であります。タクシー、航空運賃の割引制度もあります。

しかし、美幌町の精神障がい者通院交通費助成制度では、町の単独事業ということでJRとバス運賃の50%の割引がありますが、その対象は通院、治療、診断、訓練、相談など、医療に限定されているということで間違いないですね、確認いたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） そのとおりでございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 身体障がい者、知的障がい者にはもちろんレベルはありますが、基本的には手帳を提示することによって、生活全般での運賃割引制度がございます。

精神障がい者には生活全般での運賃割引制度がありません。それは、先ほど申し上げました福祉のしおりの7ページの5、その他の助成割引制度でJR、バス、タクシー運賃の割引の事業内容で精神障がい者は含まれていないということで、変わっていないなというふうに思うのですが、これも確認いたします、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 変わってございません。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 1993年の障がい者基本法で、身体、知的、精神の3障がいについては同一という、区別をしないと、考え方が提示されております。

2006年に精神障がい者の本人確認を容易にするために写真添付をいたしまして保険福祉手帳となっております。

そこで、昨年、2012年7月31日に国土交通省の乗合バス標準運送約款が変わりまして、運賃割引対象に精神障がい者を対象とするという改訂がなされました。正確には、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款ということでありますが、それは美幌町として承知されていますでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 承知しておりません。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 第24条第1項に、これまでは身体障がい者、知的障がい者だけでしたが、加入、何文字か加入されておりまして精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第45条第2項の規定により、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者についても事業者の約款で定めれば割引の対象とすると、これはバス運賃割引制度の対象にこういう部分が加わったというのは、当事者団体のかなり粘り強い運動の成果であります。残念ながらこれは事業者がつくる約款でありまして、余裕がない事業者はそうはいってもできないというような態度であります。ただそこに全国標準の約款がこのように精神障がい者を加えるということで対象となっております。そういったしますと先ほど御答弁いただきました年間300件、400件の目的は通院交通費ですけれども、それも含めてこの割引制度が対象になれば社会参加が相当ふえるというようになるのですが、美幌町ではまだ制度化がされておられません。見

通しはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 今現在、美幌町はほかの市町村から比べますと治療であるとか、診断、それから検査、そういうものに対しては助成する状況になっております。

運送事業者が難色を示しているというのは、実は精神障がい者手帳には写真が添付義務づけられておりません。それで、写真をつけることを希望されている方と希望されていない方、大体半数くらいおられると聞いております。

個人情報観点からそういうようなことで、障がい者団体がそこを猛反発しているというような状況もございます。また手帳が2年ごとに更新されると、精神障がい者の皆さんよくなった場合には、また等級も変わるだとか、そのような事情もございます。なかなかその事業者が経営上、あるいはそういうことで受け入れがたい難色を示しているという状況でございます。

今後につきましても、美幌町ではこの治療であるとか、検査、相談のための通院、通所について進めてまいりたいというふうを考えています。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 美幌町の通院と交通費の助成制度は非常に広域に使えるということで、私は率直に評価しております。

同時に、私ども先ほどから申し上げているものは関係者と一緒に私どもの各級の議員と一緒に扉を開けるために努力をしているのですが、例えばこの問題では昨年8月、北海道の党として政府に対して運賃割引を事業者の経営努力に頼るなということで、国として財政支援をすべきだということを申し上げてきておりまして、昨年もやっております。

あわせて北海道バス協会に精神障がい者への運賃割引を要請しております。その際、バス協会の専務理事はほとんどの事業者が標準約款を使うのではないですかと、経営は大変なんだけれども、公共交通機関として頑張り



たいということは表明されています。

JRはなかなかガードが固くて全国どこでもまだ相手にされないということで、全ての公共交通機関にはというふうにはなっておりませんが、そこでこの標準運送約款では精神保健及び精神障がい者福祉に関する法の規定によって障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を提示し、または市町村長の発行する所定の運賃割引証を提示したときは割引いたしますということで、市町村長の関与というか、証明なども条件としておりまして、こういう点では、美幌町からバス会社への協力要請がやはり必要なのではないかというように思います。

ことし5月時点で全道40社程度あるようですが、バス事業社中、17社においては率までは北海道押さえていないのですが、50%程度だろうというふうに判断できますが、運賃割引制度がスタートしております。

そういう点で、美幌町がせっかくなつくつておられます精神障がい者の通院等交通費の助成制度がそれを含めて精神障がい者の社会参加を大きく間口を広げるということで、ぜひ早急にバス会社などへの協力要請を行っていただく必要があるのではないかというふうに思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、国土交通省の話はちょっと私、承知していなくて申しわけなかったと思いますけれども、JRがやらないというのは何となく理由がわかりそうな気がしますけれども、分割したときかなり広い範囲を受け持ちになったので、多分、料金の関係、長距離料金の関係もあるのかなと思いますけれども、この地域でいうとやはりバス、JRということになると思いますので、せっかくそういった方針も出され、またベースに我々そういう障がいを持たれている方のそういうセーフティーネット張っておりますので、それをどう拡充できかについては若干、時間いただいて研究してみたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 道がつき始めているということもありますので、ぜひ首長先頭に美幌町でも制度化していただきたく、強くお願いをしておきたいと思います。

大きな2点目のTPP参加への対応であります。

最初の御答弁では、現時点では計画はないということでありまして、私はこのように受けとめました。オホーツク管内のTPP参加阻止の集会の必要性については、新たに北見市長がオホーツク圏活性化期成会の会長になりましたが、現時点でのTPP協定参加阻止オホーツク集会の必要性を認めていないということなのだなど、現時点ですよ、現時点。

現時点というのは、7月4日公示で参議院選挙がありまして、7月21日投開票だろうと、日本政府としてTPP初めて交渉の場が開かれるのは7月23日の午後からでないかと思えます。

したがって、このままオホーツク管内では交渉の場に参加することについてはやむを得ないという方向なんだろうかなというように実は受けとめざるを得ないと、参議院選挙の最中に大きな集会をどこかでやるというのは事実上、困難だと思いますので、5月21日せっかく土谷町長が管内的な大きな集会をやるのではないかと、大変な問題だと提起されても結果はこういう状態です。

そこで、町長は何回か言われていますが管内の首長、自治体間で温度差が結構あるんだということをお話されております。これは、現場にいたから、私はいませんでしたので確認いたしますが、町長が提起されたときに、管内集会の提起をされたときに、それどころではないぞと、もっと力を入れて今やるべきことはほかにあるという発言をされた方がいらっしゃるようですが、要は農業が低温で大変だと、その対策のほうが大事だという発言をどこかの肩書きはあえて申し上げませんが、そういうことでその町ではTPP集会よ

りもそちらのほうが重要だということを自分は発言してきたと。

したがって、T P P管内集会はやるということではまともじゃなかったと、このように報告されているのですが、総会におられた土谷町長として、それは記憶にありますか。あるいは明確に参議院選挙を前にして、その争点としての管内的な決起集会をやる必要があるということ、まともじゃなかったというふうにお考えでしょうか、伺います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 温度差があるというのは、私の口からなかなか公の場で、ほかの市町村のことをなかなか言いにくいのですけれども、これも地域事情それぞれあると思います。

そんな中で、私は発言の趣旨としてはオホーツク管内はやはり1次産業がメインなので、そこが壊滅的な影響を受けるということについては、やはり1市町村の問題でなく、やはりオホーツクから大きなうねりの声を上げていかなければだめでないでしょうかという趣旨を発言させていただきました。

たまたま、そのとき会長が交代時期に当たりまして、それで旧の会長はしっかりそれは新会長が受けとめていただいて、引き継いでいただけるものという発言をして引き継がれたという思いをしております。

それで、新しい会長が決してT P Pに向かって反対ではないということではなくて、やはり反対の意向も示されているようでありますから、ただ、どういう運動をしていくかということについては、これまた期成会の中でもいろいろな論議があると思いますので、その中でタイミングよく、タイムリーにやはりいろいろな活動、動きを対応していかなければいけないと思っております。

それで、ちょっと私、その場にいたのですけれども、低温対策の話はちょっと記憶が、違うことを考えていたのかもしれませんが、ちょっと記憶がなくて、今、明確にお答えできないのですけれども、ちょっと記憶

がないということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私自身もその場にいなかったのですが、これ以上は申し上げられませんが、関係する自治体ではそのように発言して、全体でT P P参加阻止の集会をやるということについてはまともじゃなかったのだという認識も含めて伝えられているということなので、私はお聞きしまして、確かに観測史上始まって以来の低温だったということは承知をした上で、しかしだからといって単年度の一時的な話を恒久的に地方が公開するという状況の大きなテーマと対立させていくというのは、これも含めて土谷町長が日ごろ言われております自治体間の温度差、T P Pに関する温度差を言いあらわした具体例かなというように思っております。

そこで、実はオホーツク管内のT P P参加反対集会の活性化期成会が主催したものを調べてまいりました。一昨年11月1日、網走市のエコーセンターで規模は500人、ことし3月10日、同じく網走市のエコーセンター480人、ちなみに管内では昨年2月、オホーツク農協組合長会が主催しまして、網走市民会館での総決起集会は1,100名、昨年3月の大空町集会、人口8,000人の町で500人規模、4月小清水町、人口6,000人弱で400人規模、私どもの町でも昨年11月、500人規模ということで、集会の名称は若干違いますが、T P P反対の集会、あるいは学習会が自治体単位で全管内の首長及び議長が主催した管内集会と同規模、あるいはそれ以上のものを小さな町で軒並みやっているというのが実態でありました。

このことを考えたときに、決してオホーツク管内本腰を入れてやっているというふうには見えません。同じ管内規模で言えば十勝が3年前の11月に4,000人規模、ことしオホーツク管内と同じ3月10日に4,300人ということで、吹雪の中やられていると。今週の土曜日、6月22日には旭川で大雪アリーナ4,000人規模ということで予

定もされています。

そういうことを考えたときに、やはり管内の首長、あるいは議長が核になって進めるTPPに対する集会、あるいはその姿勢が決して全道で突出しているというふうには全く思えない、かつてはオホーツク網走支庁管内は農業圏として十勝に上回ると、あるいはやがて十勝が息を盛り返しても匹敵するということで、相当頑張ってきましたが、今日、相当、溝を開けられていると、そんな感じをいたしております。

時間が切迫しておりますので、あえてまとめて質問いたします。

今、農業関係者がTPPは決して農業だけの問題ではないので、農業者だけが打撃を受けるかのような行動は慎めということで、非常に神経質になっております。TPPは文字通り、国民皆保険や薬の値段といった医療分野、労働、金融、保険、食の安全、ひいては地域経済の崩壊をももたらす大問題でありまして、したがってJAが今、先頭切って頑張るということでなくて、オホーツク圏活性化期成会こそが中心になるべきものではないかというように思います。

あえて、今回、取り上げましたのは、ひとたび協定の交渉の場に参加したら足抜けは許さんという、一種のやくざのような世界になっているということでもあります。

申し上げたいことはたくさんありますが、したがって参議院選挙はどういう国会議員を最終場面で批准ということになりますと国会議員、国会の役目になるので参議院選挙の告示の前に腹をくくった対応をすべきだったのだというような思いもありまして、残念な管内の期成会の動きということで受けとめているのですが、時間もありませんので、それらも含めて町長としてどのように対応されようとしているか、最後にお聞きいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長、答弁短めに、簡潔にお願いします。

○町長（土谷耕治君） まさに今、おっ

しやった御指摘をされたように、小さな町でやっている、それが横の連携がなかなかできないというところに忸怩たる思いが私自身も実はあります。

ただ、それだけでいいのかという問題がやはり残るので、これが締結されると大きな影響があるということをやはり共通の認識にして取り組まなければいけないと、そんなふうに思っております。

一番影響を受ける農業者は慎めという話でしたけれども、私、先日の5月31日の北海道新聞初め、全国紙見てびっくりしたのは、ホクレンが意見広告を出していました、TPPをとめると、先の見えない扉を開ける前に、この国を失う前にと、農業が危ないのではないのだと、日本が危ないのだという意見広告を一面で出しておられました。

ですから決してJAが、農業者が慎んでいるということではなくて、もうちょっとやはり北海道全体を包んで大きなうねりにしていかなければいけないと、そのために私も声上げますけれども、そのポジションにいないということもありますけれども、ただそうは言っておれないのでしっかりと声を上げていきたいと思っております。

いずれにしろ、今、拮抗しておりますので、世論調査しても拮抗しているのです、やはり我々やるべきことは私たちの町を守るためにどうするかという中で、しっかりともうちょっと町民の皆さんに理解をしていただいて、そういったものが広がっていくことを期待しながら、取り組みを諦めずに最後の最後ので諦めずにさまざまな対応をとっていきたいと、そういう思いでありますので御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を15時、3時といたします。

午後 2時02分 休憩

午後 3時42分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎議会運営委員長報告

○議長（古館繁夫君） 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長から、その結果について報告を求めます。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

一つ目に、町長より追加議案として議案第82号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第83号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第84号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第85号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第86号平成25年度美幌町一般会計補正予算第3号について、以上の5件が提出されましたので審議することにいたします。

二つ目として、本年7月から来年の3月までの間、議員報酬を2%減額する美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを発議第1号として議員提案することになりました。

なお、本日の議案審議が円滑に進んでいることから、日程第11 議案第78号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についての次に、第3日目に予定していた議案第79号から議案第81号までの議案3件、意見書案第5号、報告第5号から報告第7号までの報告3件、議員の派遣について、閉会中の継続調査について、追加提案の議案第82号から議案第86号、発議第1号、以上の日程をお手元に配付した日程追加事件として、本日の日程に追加することにしました。

なお、本定例会に付議された全ての案件

は、本日、第2日目で審議することになりますので、会期は当初の3日間から2日間へ変更いたしますことといたしました。

議員各位及び説明員、特に職員の皆様方にはきょうの案件が終わるまで御協力を申し上げて議会運営委員長の報告といたします。

#### ◎日程追加の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、日程第11 議案第78号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についての次に、議案第79号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について、議案第80号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第81号平成25年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第82号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第83号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第84号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第85号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第86号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第3号）について、発議第1号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、意見書案第5号不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書について、報告第5号平成24年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第6号財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について、報告第7号例月出納検査報告について（2月～4月分）まで、議員の派遣について及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第15までとし、それぞれ議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号から議案第86号までの発議第1号、意見書案第5号、報告第5号から報告第7号までの議員の派遣について及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第15までとし、それぞれ議題とすることに決定しました。

---

#### ◎会議時間延長の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

---

#### ◎日程第3 諮問第2号

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 諮問第2号人権擁護委員候補の推薦についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

人権擁護委員野昭憲氏は、平成25年9月30日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員会法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるというものでございます。

記。

住所、美幌町字美富188番地の4。

氏名、野昭憲さん。

生年月日、昭和22年5月19日でございます。

引き続き、野さんを候補者として推薦いたしたいという内容でございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は諮問のとおり適任とする意見に決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 議案第71号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 議案第71号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の3ページをお開きください。

議案第71号動産の取得についてを御説明申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明しますので、参考資料の1ページをお開きください。

資料1、議案第71号関係。

凍結防止剤散布付トラック4トン級4×4ダンプ型・シングルキャブを取得するものがあります。

更新車両は、平成9年10月購入車、経過年数16年の車両であり、今回、北海道市町村備考資金組合の車両及び防災資機材の譲渡事業により購入するものです。

購入機種の凍結防止剤散布付トラックについては、4トンドンプ4WDを製作しており、かつオホーツク振興局内にアフターサービス工場を有する販売店、東北海道日野自動

車株式会社、東北海道いすゞ自動車株式会社の2社を指名いたしまして、落札業者は東北海道自動車株式会社北見支店、落札金額1,496万2,500円、落札率は99.8%であります。

なお、散布機器につきましては選定いたしました車載形式で乾式のベルトコンベア式を製作している範多機械株式会社のホッパー容量2立方メートルを架装します。

納入場所は、美幌町字報徳79番地、動産の概要であります形式、主要諸元、性能、エンジン、架装は記載のとおりであります。

取得の金額は、車体本体価格1,496万2,500円に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額で、償還年数7年、借り入れ利率0.2%で、引き渡し平成25年12月16日、支払い平成26年1月15日の場合の償還利子は10万3,346円、償還金合計金額は1,506万5,846円となります。

取得の相手方であります。札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長寺島光一郎、譲渡決定年月日、組合指定日、納入期限は平成25年12月16日であります。

以上、御説明いたしましたのでよろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第71号動産の所得についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第5 議案第72号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 議案第72号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の4ページをお開きください。

議案第72号動産の取得についてを御説明申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明しますので、参考資料の2ページをお開きください。

資料2、議案第72号関係。

ロータリ除雪車除雪幅1.3メートル級を取得するものであります。

更新車両は、平成4年11月購入車4輪タイプで、経過年数は21年の車両で今回、北海道市町村備荒資金組合の車両及び防災資機材の譲渡事業により購入をするものであります。

購入機種のロータリ除雪車の仕様は、作業効率及び運転手の安全性を確保するためにシャープピンレン装置とジョイスティックレバを選択してござりまして、この使用の機種を製作かつオホーツク振興局内のアフターサービス工場を有する販売店、株式会社日本除雪機製作所、北海道川重建機株式会社の2社を指名いたしまして、落札業者は北海道川重建機株式会社北見支店、落札金額1,428万円、落札率は97.1%であります。

納入場所は、美幌町字報徳79番地、動産の概要であります型式、主要諸元、性能、機関は記載のとおりであります。

取得の金額は、車体の本体価格1,428万円に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額で、償還年数7年、借り入れ率0.2%で、引き渡し平成26年1月31日、支払い日、平成26年2月15日の場合の償還利子は9万6,262円、償還金合計金額は1,437万6,262円となります。

取得の相手方であります。札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長、寺島光一郎。

譲渡決定年月日は組合指定日、納入期限は平成26年1月31日であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第72号動産の取得についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第6 議案第73号

○議長（古舘繁夫君） 日程第6 議案第73号動産の所得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 議案書の5ページでございます。

議案第73号動産の所得について御説明申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

資料3、議案第73号関係。

美幌小学校教職員用コンピュータ機器ということで、平成19年度に導入しておりましたコンピューターでございますけれども、前回の更新から6年を経過し、ハードディスクやディスプレイなども不調が頻発しております、今年度更新をさせていただくものでご

ざいます。

納入場所は、美幌町立美幌小学校でございます。

動産の概要でございますが、主なものとしてノート型パソコン31台、富士通製。型式はFMVA03007でございます。

デスクトップ型パソコンにつきましては4台、富士通製、型式はFMVD05003でございます。

主様関係ではCPU、コンピューターそのものでございますけれども、官公庁、自治体、教育機関業務用としてインテルCore i3となっております。

ハードの容量でございますけれども、ノート型パソコンでは320ギガバイト、デスク型パソコンでは500ギガバイトとなっております。

DVDにつきましてはROMつき、再生機能ということでございます。画面の大きさは、ノート型パソコンでは15.6インチ、デスク型パソコンでは19インチとなっております。

ソフトウェア関係では、WINDOWS7、プロフェッショナルダウングレードとしておりまして、ネットワークシステム各ソフトの初期設定から起動可能となる作業といたしまして、これらのクライアントセットアップを含むものでございます。

サーバーにつきましては1台、富士通製、型式プライマジー、TX100S3となっております。

印刷機といたしましては、カラーレーザープリンター1台、リコー製となっているところでございます。

入札年月日は、平成25年6月6日でございます。

指名業者は、有限会社でんきのイシカワ外、下記記載の11業者でございます。

取得の金額、792万7,500円で、落札率は99.1%でございます。

契約の相手方、網走郡美幌町字大通北3丁目12番地、株式会社久山商店。代表取締役

久山邦徳であります。

契約保証金、免除。契約年月日、議会後本契約による。納入期限は、本契約後70日以内とするものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 参考資料のほうの説明の中でノート型パソコン31台ということになっていますが、今、多くの意味でノートパソコンは緊急用に使っていたというイメージもありまして、事務用としては画面とキーボードが合体しているので、なかなかテーブルに置く上ではいいのかなと思うのですけれども、実務上はデスクトップ型のほうが目にも、使い勝手もいいのかなという中で、今回たまたまノート型パソコンということだったのですけれども、今後、事務をやる上の適用性を考えた場合、デスクトップ型のほうが機能的にいいのかなと思うのですけれども、その辺についての今後の検討の余地があるのかどうか。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 4台のデスク型パソコンにつきましては、校長や事務職が使う部分でございますけれども、先生方が使いますコンピューターにつきましては、電子黒板でありますとか、プロジェクターを使って授業を行うということがございまして、パソコンを教室から教員室から教室に持って使うという場合がございます、その場合はデスク型パソコンではなかなか対応できないということで、先生方が使いますパソコンにつきましてはノート型ということで導入をしております。

よろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

ます。

これから、議案第73号動産の取得についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第74号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 議案第74号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の6ページをお開き願ひしたいと思います。

議案第74号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、美和・栄森辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めるということでございます。

辺地の総合整備計画の策定につきましては、辺地法に基づく辺地対策事業として公共施設の整備を行おうとする場合、当該辺地に係る総合整備計画を定め、議会の議決を得て総務大臣に提出しなければならないこととなっているところでございます。

この計画を提出することにより、その地域内で事業を実施する場合、事業に係る地方債は辺地対策事業債が認められ、町債償還金の80%について交付税措置がなされるものであります。

それでは、次の7ページをごらんいただきたいと思います。

美和・栄森辺地につきまして、平成25年度から平成29年度までの5年間の新たな計



画を策定しようとするものであります。

このページの一番下の表をごらんいただきたいと思っております。公共的施設の整備計画の欄でございますが、施設名といたしまして下水道、個別排水処理施設、これは5戸分でございますが、その事業。それから次の道営土地改良事業負担金、最後に公民館といたしまして、公民館建設補助金、これは本年度予定しております美和南公民館の建設分でございます。

この3事業について、総合経費事業費3,180万円、特定財源115万円、一般財源が3,065万円で、辺地債の予定額といたしまして2,060万円を計画しようとするものでございます。

以上、美和・栄森辺地に係る5カ年の総合整備計画の策定につきまして御説明を申し上げ、議案第74号の説明といたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第74号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第8 議案第75号

○議長（古館繁夫君） 日程第8 議案第75号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の8ページ

をお開き願ひたいと思っております。

議案第75号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定に基づき、駒生・登栄辺地、豊富辺地、古梅辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するということでございます。

それでは、次の9ページをごらんいただきたいと思っております。

9ページの駒生・登栄辺地、さらに次のページ、10ページの豊富辺地、次の11ページの古梅辺地において、平成26年度から福豊小学校が統合することに伴いまして、スクールバス1台をこの3辺地で運行するための整備計画の変更をするものでございます。

まず、9ページの駒生・登栄辺地の総合整備計画案の一番下の表、公共的施設の整備計画の欄をごらんいただきたいと思っております。

施設名のうち、一番下の行になりますが、スクールバスにつきまして、平成25年度に整備するために今回、計画に追加をするもので、29人乗りマイクロバス1台分、事業費で765万1,000円、特定財源250万円、一般財源515万1,000円、このうち起債対象外が10万円であり、辺地対策事業債が充当率100%であることから、500万円となっております。

このことにより、駒生・登栄辺地に係る総合整備計画の事業費を括弧書きにありますように、事業費を7,295万1,000円、特定財源2,772万6,000円、一般財源4,522万5,000円で、このうち辺地対策事業債を3,440万円とするものでございます。

次に、10ページの豊富辺地でございます。これも同様のスクールバスの追加により括弧書きにありますように事業費を1,765万1,000円、特定財源350万円、一

般財源1,415万1,000円で、このうち  
辺地対策事業債を800万円とするものでご  
ざいます。

次に、11ページの古梅辺地につきまし  
ても、同様のスクールバスの追加によりまし  
て、計画の事業を括弧書きにありますよう  
に、事業費6,615万1,000円、特定財  
源2,772万6,000円、一般財源3,8  
42万5,000円で、このうち辺地対策事  
業債を2,760万円とするものでございま  
す。

以上、駒生・登栄辺地及び豊富辺地並びに  
古梅辺地に係る総合整備計画の変更につきま  
して御説明を申し上げ、議案第75号の説明  
といたしますので、よろしくお願いいたしま  
す。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行  
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めま  
す。

これから、議案第75号辺地に係る公共的  
施設の総合整備計画の変更についてを採決し  
ます。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の  
方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決さ  
れました。

---

#### ◎日程第9 議案第76号

○議長（古舘繁夫君） 日程第9 議案第7  
6号北海道市町村総合事務組合規約の変更に  
ついてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の12ペー  
ジをお開きいただきたいと思います。

議案第76号北海道市町村総合事務組合規  
約の変更について、御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定によ  
り、北海道市町村総合事務組合規約を次のと  
おり変更するというので、変更内容につき  
ましては参考資料で御説明いたしますので、  
参考資料の4ページをお開きいただきましたと  
思います。

改正目的であります。北空知圏学校給食  
組合の加入に伴いまして、北海道市町村総合  
事務組合規約を変更しようとするものであり  
ます。

改正内容につきましては、別表第1及び第  
2に北空知圏学校給食組合を加えるというも  
のでございまして、平成25年3月19日付  
で北空知圏学校給食組合が特別地方公共団体  
の許可を得まして、この組合が今回、北海道  
市町村総合事務組合に加入することに伴いま  
して、今回、規約を変更しようとするもので  
ございます。

根拠法令等は、地方自治法、施行日は総務  
大臣の許可の日からということでございま  
す。

以上、御説明を申し上げましたので、よろ  
しくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行  
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めま  
す。

これから、議案第76号北海道市町村総合  
事務組合規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の  
方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決さ  
れました。

---

#### ◎日程第10 議案第77号

○議長（古舘繁夫君） 日程第10 議案第  
77号北海道市町村議会議員公務災害補償等組  
合規約の変更についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の13ページをお開き願いたいと思います。

議案第77号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するというので、変更内容につきましては参考資料9ページをごらんいただきたいと思います。先ほどの議案第76号と同じく、北空知圏学校給食組合が当組合に加入することに伴い、規約を変更しようとするものでございます。

根拠法令につきましては、地方自治法、施行日につきましては総務大臣の許可の日ということでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第77号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第78号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 議案第78号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の14ページをごらんいただきたいと思います。

議案第78号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の18ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正目的であります。地方税法の一部改正に伴いまして、所要の税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、まず町民税の1点目は、ふるさと寄附金を行った場合の町民税における税額控除について、今まではこのふるさと寄附金については所得税と町民税の控除によって寄附金額のうち2,000円を超える部分について全額控除される仕組みとなっておりますが、平成25年度から新たな課税として復興特別所得税が課税されるわけですが、これの税金につきましても寄附金控除が対象となったことに伴いまして、町民税におけるこの税額控除が減額となることから、復興特別所得税にかかる控除額をこの町民税の税額控除に加算をする措置を講じ、町民税が増額とならないことを行おうとするものでございます。

施行日につきましては、平成26年1月1日からでございます。

次の、住宅ローン控除につきましては、現在、この控除につきましては平成25年12月入居までの期限となっておりますことから、これを平成29年の12月までに延長するとともに、平成26年4月から消費税率の引き上げに伴う影響を平準化する観点から、控除の率、それから限度額を引き上げて緩和をしようとするものでございます。

施行日は、平成27年1月1日からであります。

次、3点目につきましては、東日本大震災の関係であります。居住用家屋の相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合に相続人が所

有していたことと見なして課税の特例を適用する措置でございます。

これは、施行日は平成26年1月1日でございます。

次の4点目、住宅ローン控除につきましても、東日本大震災の関係でございますが、居住用住宅が東日本大震災により滅失、または損壊等を受けた場合、これをさらに再取得、あるいは増築、増改築等を行った場合の住宅ローン控除についても、先ほどと同様の措置を講じるものとするものでございます。

施行日は、平成27年1月1日からでございます。

次は、2点目、固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税であります。

1点目は、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業について特例の措置を廃止するものでございますが、これは適用対象が皆無となったために廃止をするという改正でございます。

施行日は公布の日からでございます。

2点目は、都市再生特別措置法上の都市再生安全確保施設について、同法の規定する管理協定が締結された備蓄倉庫について特例措置を講じるものでございます。

施行日は、公布の日からでございます。

次、3点目、国民健康保険税であります。国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合に、軽減判定所得の算定の特例を恒久化し、特定世帯にかかる世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加えて、その後も3年間、4分の1減額措置を講じるものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

4点目、その他といたしまして、国税における延滞税及び還付加算金の見直しに伴いまして、地方税においても延滞金及び還付加算金の利率の引き下げを講じるものでございまして、内容は記載のとおりでございます。

施行日は、平成26年1月1日からでございます。

最後に、地方税法の改正に伴う引用条項及

び字句の整理を行おうとするものでございます。

根拠法令は地方税法であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 参考資料の19ページ目のその他の（1）の今回の延滞税還付加算金見直しというのは、現状の金利考えた場合に当然、引き下げだと思うのですが、町長にお尋ねしたいのですけれども、これらの引き下げについて北海道町村会だとか、全国町村会でこれらの引き下げについて何か要望していたとか、そのようなことで引き下げになったのか、私は以前から非常に高いなという感じを思っていたものですから、町村会等を通じてそういったようなことを国に働きかけたとか、そういったことはなかったのかどうか。

それと現状でも引き下げになっても私は、例えば延滞金の現状のやつでいうと9.3というのも、これは滞納するほうから言えばある程度ペナルティーはやむを得ないと思うのですけれども、それにしても高いのではないのかと、利率的にですね。そんな感じを持っているものですから、もしそういうことが全国的な動きの中でもしあったとすればお聞かせいただきたと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、ちょっと資料がなくて、その中に項目に入っていたかどうかちょっと今、定かではありませんけれども、現実にあわせるということになると、もうちょっと今、長期金利含めて安くなっているということだと思いますけれども、これはペナルティーの一種で考えると、こういう9.35に14.6が果たしていいのかどうかというのちょっと議論が分かれるところでありまして、いずれにしても税法の改正に伴うので我々としてはそれに従った形

で今回、変更をお願いするという事です。

ちょっと、全国町村会だとか、そういう組織でやっていたかどうかについてはちょっと定かではありませんので、今、お答えちょっとできませんけれども、後ほど調べましてわかればまたお知らせしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第78号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎追加日程第1 議案第79号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第1 議案第79号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の21ページをお開きいただきたいと思います。

議案第79号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,856万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ96億3,350万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は「第2表 地方債補正」で御説明を申し上げます。

それでは、24ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的であります、緊急防災減災事業ということで、新たに7,150万円の予算化をお願いするものでございます。

これにつきましては、地方財政計画におきまして、特別枠といたしましてこの本事業が設定をされました。本事業は充当率100%、交付税措置率70%の地方単独事業でありまして、本町では御承知のとおり、本年3月、地域防災計画を全面的に見直しをしまして、早急に防災減災事業に取り組んでいくこととしていることから、積極的にこの事業を活用し、地域住民の安心、安全なまちづくりを推し進めようとするものでございます。

事業の内容は、避難所における非常用電源の整備のほか、暖房器、照明器具、簡易トイレ、低地における避難所の防災強化として発電機、排水ポンプ、照明器具の整備、また防災資機材の備蓄倉庫を設置するものでありまして、総事業費7,155万5,000円のうち、7,150万円を起債に求めるものであります。

このことによりまして、今回の補正により、今年度の地方債総額を5億6,180万円とするものであります。

それでは次に、33ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

まず、総務費の一般管理費、職員研修事業費の特別旅費と職員研修負担金の増額補正でございますが、これにつきましては新規採用職員並びに主査職、管理職等の昇任者の増に伴う研修費の増額をお願いしようとするものでございます。

次の、企画費の政策推進事業費の積立金26万5,000円につきましては、4月1日

以降のふるさと寄附金の分でございますが、今回の補正によりまして年度末基金残高は8,575万7,000円となる見込みでございます。

次の住民活動推進事業費のその地の備品、100万5,000円でございますが、これは5月15日に東3条南2丁目にお住まいの中川重蔵様から町のために役立ててほしいと100万円の御寄付をいただきましたので、老朽化をした各種行事用のテントを購入しようとするものでございます。

次の、防災活動推進事業費の消耗品56万9,000円は、この段の一番下にあります機械器具の中に排水ポンプが後ほど説明をしますが、この排水ポンプにかかるホース類の消耗品等でございます。

その下の業務等委託料の防災資機材備蓄倉庫設置委託料につきましては、2,667万円でございますが、先ほど地方債補正で御説明をいたしました備蓄倉庫でありまして、軽量鉄骨造180平方メートルの倉庫でございます。

次の、防災情報配信システム設定業務委託料778万3,000円につきましては、平成24年度の国の経済対策の補正予算に計上されました全国瞬時警報システム、通称ジェイアラート、これの整備にかかる交付金について、エリアメール、このシステム、これはこの地域に入ってこられた方にメールを一斉配信するものですが、これが交付金の対象でありまして、補助率は10分の10であります。

これも要望いたしておりましたところ、このたび決定をされたということで、今回、実施するものであります。あわせて登録メールということで、これは事前に登録をしていた方のアドレスに配信をするものでありまして、場所を問わずそのメールアドレスを配信をするということで、これは単独事業になりますが、これとあわせて今回、整備しようとするものであります。

なお、エリアメール、補助事業でございま

すが、10分の10の補助率でございますが、これは627万9,000円の事業、登録メールシステム、これは町単費であります。150万4,000円の事業費となっております。

次に、機械器具4,488万5,000円でございますが、地方債の補正で御説明いたしました避難所の設備の整備費でございます。先ほどの御説明した設備を整備しようとするものでございまして、この機械器具の今回の予算額と一つ上にあります委託料の備蓄倉庫の分を足しますと、先ほど起債事業のほうで言いました緊急防災減災事業費7,155万5,000円となるものでございます。

次の社会福祉総務費の積立金1万円でございますが、これはふるさと寄附金のうち、福祉基金に積み立てるものでございまして、これにより福祉基金の年度末残高は3億465万5,000円となる見込みでございます。

次の一番下であります。子育て支援センター事業費の減額と次のページ、保育園運営事業費の増、季節保育所運営事業費の減、へき地保育所運営事業費の増、これにつきましては人事異動に伴う予算の組みかえでございます。

その次の林業推進事業費の町産材活用促進事業補助金1,084万円の増額でございますが、これは申し込み実績に伴う増額でありまして、当初予算では15棟300立方メートル分を見ておりましたが、申し込みが28棟、571立方メートルになったことから、271立方メートルについて、1立方メートル当たり4万円の増額をお願いしたいというものでございます。

なお、財源につきましては2分の1が社会資本整備総合交付金でございます。

一番下になります。町有林造林事業費の車両、299万3,000円の増額でございますが、これにつきましては平成17年5月に無償譲渡を受けて町有林、造林のために使用しておりましたグラップル付の油圧ショベルが故障いたしまして、修理不能となったこと

から、今回、平成16年式の中古機械を購入するものでございます。

次に、37ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上の商工振興推進事業費の美幌商工会議所創立60周年記念事業補助金、30万円でございます。これにつきましては、本年、商工会議所創立60周年を迎えるということから記念事業を行う中で、当初、予定をしていなかった記念誌につきましては、3月28日の通常議員総会で作成するということが決定となったことから、美幌町労働及び商工振興対策補助金交付要綱により、その2分の1補助するということが申請がありましたので、今回、補正をお願いしようとするものでございます。

次の、観光宣伝対策事業費、長期滞在型観光メニュー等作成委託料100万円でございます。これは、5月23日付で北海道観光振興機構の負担金支給が決定を受けまして、これは補助率10分の10でございます。これを活用して美幌町の魅力を再発見し、終結し、そして長期滞在型観光地づくりのメニュー作成事業を実施しようとするものでございます。

次に、イベント推進事業費の夏祭り補助金25万円の増額でございます。この補助金につきましては、本年度の夏祭りではありますが、昨年までは盆踊りと納涼花火大会を行っておりましたが、本年はこれに加えてB級グルメイベントを実施し、さらに活気ある町づくりとする計画を実行委員会を持っていることから、北海道市町村振興協会の事業であります、生き生きふるさと推進事業、これは事業費の下限が100万円となっています。この2分の1の助成を活用することができることから、今回、町補助金、当初予算75万円で見えておりましたが、25万円を追加して100万円の下限として増額をするものでございます。

そして、50万円の補助金をいただくことによって、町の負担金は逆に25万円減額と

なるものでございます。

次に、消費者対策事業費の特別旅費19万9,000円の増額と消費者生活支援業務委託料44万2,000円の増額でございますが、これは平成24年度の国の経済対策補正予算に計上されました消費者行政活性化事業の採択により生活相談員の研修費用を増額するものでありまして、補助率は10分の10でございます。

先ほど、長期滞在型観光メニュー等の作成委託料100万円の増額であります。補助率は2分の1に訂正をお願いしたいと思ひます。

次に、広域事務組合負担事業費の美幌・津別広域事務組合負担金、1,235万4,000円の増額でございます。これは、高規格救急自動車の補助採択によりまして、補助残の負担金を増額をしようとするものでございます。

ちなみに事業費は2,807万1,000円、補助金は1,571万7,000円であります。

次の、町民会館維持管理事業費修繕料、114万8,000円の増額でございますが、これは町民会館の食堂の厨房排気ダクトの経年劣化に伴いまして、防火上危険であることが判明したことによりまして、急遽、改修をするための増額をお願いするものでございます。

一番下の図書館の活動促進事業費、消耗品27万円の増額でございますが、これは平成24年度にいただきました図書蔵書分の寄附金としての3件分と今回、5月11日に美幌仏教振興会会長牧野康則様から図書館の蔵書にと5万円の御寄付をいただいた分を合わせまして、今回、図書購入費として計上したいというものでございます。

次に、39ページをお開き願ひたいと思ひます。

一番上の文化財保護費の人夫賃等18万円の減額と自動車等借上料18万円の増額につきましては、日甜の倉庫の建設並びにビッ

クハウスの建設に伴いまして、埋蔵文化財の試掘調査の一部に重機を使用することに伴いまして、予算の組みかえをしようとするものでございます。

次のスポーツ振興事業費の各種行事等報償から、業務委託料の町民アンケート調査業務委託料までを足しますと471万6,000円となりますが、この部分につきましては文部科学省の委託事業でありますスポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業、事業費475万9,000円であります。これは全額国庫からの委託金で賄うものでございます。

これが事業採択されたことから、大学企業等を活用した各種スポーツ教室、企業等の人材を活用したスポーツイベントの開催や大学のスポーツ専門分野の研究による政策的な指導助言と調査研究を行い、今後の美幌町のスポーツ振興政策の参考とするものでございます。

その次の積立金6,300万円ありますが、これは5月の臨時会の平成24年度一般会計補正予算の専決処分にて御説明いたしました、平成24年度の決算見込みによりパークゴルフ場及び室内ケートボール場施設整備基金積立財源として、公共施設整備基金に積み立てをいたしました6,300万円の今回、積みかえをするものでございます。

これによりまして、年度末の基金残高は2億98万5,000円となる見込みでございます。

それでは次に、歳入を御説明いたしますので、議案の29ページにお戻り願いたいと思います。

一番上の段の社会資本整備総合交付金の増542万円は歳出で説明いたしました町産材活用促進事業にかかる部分で、補助率2分の1の部分でございます。

次の、スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業委託金475万9,000円では、保健体育費で説明いたしました委託金でございます。

次の防災情報通信設備事業交付金、627万9,000円は、歳出で説明いたしました、通称ジェイアラート整備の交付金対象であるエリアメール整備にかかる10分の10の交付金で、平成24年度の国の補正予算の事業でございます。

次の消費者行政活性化事業補助金64万1,000円が、消費者対策費で御説明いたしました生活相談員の研修費について平成24年度の国の補正予算が採択されたことに伴って交付されるものでございます。

次の一般会計寄附金の増、100万円ありますが、これも先ほど説明いたしました中川重蔵様からの寄附金でございます。

その下のふるさと寄附金の増、27万5,000円は4月1日以降のふるさと寄附金、36件分でございます。

次の、図書費寄附金の増5万円でございますが、これも先ほど説明いたしました美幌仏教振興会様からの寄附金でございます。

次の公共施設整備基金繰入金の増、6,300万円につきましては、先ほど保健体育費で御説明いたしました基金の積みかえでございます。

ふるさとづくり基金繰入金の減、25万円の減でございます。これは歳出の観光費イベント推進事業費で御説明いたしました夏祭り補助金について、生き生きふるさと推進事業の助成金を受けることによる減額でございます。

財政調整基金繰入金の増、2,439万円は今回の補正の財源を財政調整基金に求めるものでございまして、年度末基金残高は9億7,240万3,000円となる見込みでございます。

その下、長期滞在型観光地づくり支援事業負担金100万円でございますが、これは歳出の観光費で御説明いたしました北海道観光振興機構からの負担金でございます。

一番下の生き生きふるさと推進事業助成金50万円は、観光費のイベント推進事業で御説明いたしました夏祭り補助金について、生



き生きふるさと推進事業助成金を受けることに伴いまして、今回、新たに増額をするものでございます。

次に、31ページをお開きいただきたいと思ひます。

町債であります、町債につきましては先ほど第2表 地方債補正で御説明をいたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたのでよろしくお願ひいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

13番大原昇さん。

○13番（大原昇君） 35ページ、一番下の町有林造林事業費の増の車両取りかえ、先ほど説明の中でグラップル付のショベルが壊れたので入れかえたということですが、これも、これはグラップルがいかれたのか、それとも入れかえが本体自体全てを入れかえたのかをちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島学君） 今回、補正で購入をさせていただくものにつきましては、昭和58年式、提供を受けて8年使用してしましたユンボの本体が故障して、それがもう部品等がないということでグラップルも含めて使用不可能ということで、58年式のユンボでございます。昭和58年式でございます。もう30年経過をしているものでございまして、修理するにも部品等がないので本体の修繕ができないということから、今回、あわせてショベルとグラップルを購入をするものでございます。

○議長（古舘繁夫君） 13番大原昇さん。

○13番（大原昇君） てっきりグラップルだけが壊れて、グラップルを買ったのかなとは思ったのです。

今の説明ですと本体も含めてグラップル付の車両を買ったということだったものですから、これであれば値段的には相当安いと思っております。

ただ、この機械がやはり16年式、約10

年前、相当傷んでいるのかなとは思っているのです。となると、これはやはり高い買い物ですから、このときの中古のやはり何を買っていても、乗用を買っても保証というものがあると思うのです。その辺の買い方、保証付きなのか、あるいは後で1年なら1年の面倒を見てくれるのかというような保証ですけれども、その辺の買い方というのはちょっと教えていただければと思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島学君） 今回、購入に際しまして保証等につきましては、まず点検整備を実施をして引き渡しをいただくということで1点と、保証期間については3カ月ということで考えております。

引き渡しにつきましては、町有林、古梅での町有林での引き渡しということで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 33ページ、総務費の住民活動推進費のその他備品の100万5,000円について。

先ほどテントという話だったのですけれども、住民活動のほうでいろいろなテントだとか、テーブルだとかが古くなっているののかなと、今回、テントという話なものですから、このテントがどのようなテントで、どのぐらいの量なのか、このテントを選んだ理由が優先順位がテントだったのかということを知りたいのです。

ちなみに、いろいろな活動の中でテーブルが相当数傷んでいるということで、各いろいろなイベントのときもテーブルについての苦情なり、逆に言えば壊れているので取り扱いも相当悪くなっているのかなと思ひますけれども、このテントを選んだ理由とテーブルを選ばなかった理由をお願いします。

○議長（古舘繁夫君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西守君） ただいま御質問の行事用テントについてでございます

が、内容につきましては競技用テントの天幕、上部の三角の部分の天幕でございます。これが18張りといいますか、18枚、それと横幕としまして、横幕が5枚でございます。あわせて、支柱等で破損している支柱についても補充をするものでございます。

テントを選んだ理由でございますが、寄付者の御意向として町民の方に利用できるようなものをそろえたもので活用していただきたいということでありました。

行事用テントにつきましてはふるさと祭り、また和牛祭り等、さまざまな行事の中で利用されておりますが、購入が平成4年、または平成7年ということのでかなりの期間を使っておりまして大分傷んでおります。また、公式的な行事のときに使う際も大分傷んでいるということで、そのテントを購入しようというものでございます。

それから、御質問のテーブルについてでございますが、テーブルにつきましてもそういう傷み等もありますが、優先としましてテントを今回、選定したものでございます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） たまたまイベント等で使っていて、背の低いテント、背の高いテントがありまして、どちらかという背の低いテントも古くはないのですけれども、混合して使いにくい場面もあるのですけれども、このテントにつきましてはイベント等いろいろな自治会なり会が使いますけれども、撤収のときにたたみ方が悪いだとか、雨のついたままたたむだとか、そういうことで借り手側のほうもきちんとした取り扱いをしていない場合もあるのかなと思うのです。

また、ここでもう1回聞きたいのですけれども、この新しいテントと古いテントもあるのですけれども、イベントのときに焼き鳥だとか、油物だとか使うときに相当傷みが激しいのですけれども、そういうふうな仕分けをしてテントを長く使えるようにするだとか、支柱も投げて運ぶだとかというのがあつたのですけれども、そういう管理だとか、維持の部

分について実際、買うことはいいのですけれども、その辺の管理状態について何か方向性なり、今回新しいのに入るものですから汚く使ったらすぐ汚れますので、何かそういう指針等、新たな取り組みがあるかどうか。

○議長（古舘繁夫君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（小西守君） ただいま御質問のありましたテントの貸し出しについての状況でございますが、油物を自治会の行事等で油物を使うときには古いテントを貸し出すこととしております。

それで、貸し出しの際、または返却の際は職員が現在、旧給食センターで行っておりますが、そちらに出向きまして職員が確認をして引き渡し、または引き受けをするということでございます。

そういう中で、利用の際の注意も促しながら行っているということで、今回、新しくするものでありますから、なお一層その点を利用者をお願いをする、啓蒙啓発していくということで考えております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） まず、3点ありまして、33ページの防災資機材等備蓄倉庫の設置委託料と、それから次は37ページの長期滞在型観光メニュー等の作成委託料と、最後ですが39ページのスポーツ振興事業の積立金について御質問したいと思つた。

1点目の防災資機材の備蓄倉庫というのは、180平方メートルで鉄骨というような説明を受けたので、ここの設置場所がどこを予定しているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 今、車両センターに普通の倉庫がありますけれども、そこに並列した形の部分で設置を考えております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 次に2点目の長期滞在型観光メニュー等の作成委託料というの

は、これは具体的にどのようなことをやるのか、その詳細についてももう少し詳しく御説明いただきたい思います。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（広島学君） 観光の推進につきましては、一応、美幌峠を中心として今まで取り組みを進めてきております。

従来から通過型観光から滞在型観光へという御指摘がある中で、近年の観光客のニーズとして体験観光ですとか、そういったニーズが高まってきているということがございまして、町内において滞在をしてもらいながら観光を楽しんでいただくというためのメニューづくりPRを委託をしているものでございます。

具体的な内容といたしましては、町内各観光資源をもう1回、再発掘をいたしまして、それを活用した滞在型プログラムを作成をすると、そのプログラムを基本としたポスター、あるいはそのパンフレットを作成、それからPR及びホームページ、ラジオ等での情報発信を予定をしているところでございます。

長期滞在型の観光でございますから、町内宿泊施設で5連泊以上をする観光客をとということで想定をさせていただいております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） せっかくいい取り組みですので、ぜひ周辺の町村から見るとなかなか美幌町、いろいろな情報発信しているのかもしれませんが、ちょっとおくれをとっているのかなという感じもいたしますので、ぜひこの事業を通じて有効な滞在型に結びつくように努力をしていただきたいと思います。

次に、最後の質問でありますけれども、この積立金、6,300万円積んで、これは先ほども総務部長も説明あったように、パークゴルフ場のほかに室内ゲートボール場の施設整備、これも含んだ基金だというふうに承知しておりますけれども、今回の一般質問でもパークゴルフ場についての質疑が中心、一般質問であったのですが、ところで室内ゲート

ボール場というのは、町長はこの基金の中にはその目的に入っているということで十分承知しているのですけれども、これらについて何か具体的に検討をされているのか、あるいはパークゴルフ場の分と室内ゲートボール場とか、そのようなことでの基金の管理を何か現状で考えられているのか、その辺についてちょっとお尋ねします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 十分、認識しておりますし、室内ゲートボール場も決して忘れていないわけではございません。

それで、いろいろな施設の利用ということも協会のほうから言われていまして、美幌町内で空きといいますか、そういうところもいろいろと検討したのですけれども、なかなか室内ゲートボール場になると、空き施設になると構造柱が立っていたりしてなかなか難しいというようなこともあるのですけれども、決して忘れていないわけではございませんので、両方の施設ということで、まずは脚光を浴びているのがどちらかというパークゴルフ場になっているので、そちらの論議あると思いますので、決して忘れていないわけではございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 忘れていないということはもちろんわかっていますけれども、ぜひ私は室内ゲートボールという基金の名称にはなってはいますけれども、いわゆる多目的な長期間、やはり運動不足のときにできるような、そのようなこともやはり視野に入れながら健康増進に結びつくようなことをぜひパークゴルフに負けず、こういう室内ゲートボールのことも町内でぜひ要望になったらおかしいですけれども、ぜひ頭に据えて御検討いただければと、特に答弁は要りません。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私も毎年、案内をいただいで大正橋のゲートボール大会に行くのですけれども、毎年ちょっと少なくなってい

るなど、それも室内ゲートボール場がないからだんだん少なくなってくるというような御指摘もいただいておりますので、決して忘れておりませんので、順番もあると思います、タイミングもあると思いますので、しっかりとした取り組みをしていきたと、そのことでまたゲートボールの愛好者の人口がふえていけばパークゴルフ場、そして室内ゲートボール場ということで、できれば高齢者の方が本当に冬も運動できるというようなことで、健康づくりにもなると思いますので、そういったことも配慮していきたく、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第79号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎追加日程第2 議案第80号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第2 議案第80号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の41ページでございます。

議案第80号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成25年度美幌町国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ194万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億5,790万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、職員の出産及び育児休暇に伴う代替職員の雇用を行うことによる増額補正でございます。

以上、御説明いたしました、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第80号平成25年度美幌町国民健康保険特別会計補正（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎追加日程第3 議案第81号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第3 議案第81号平成25年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の53ページをお開きください。

議案第81号平成25年度美幌町水道事業会計予算（第1号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成25年度美幌町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

今回の補正につきましては、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立分散型エネルギーシステムの導入を行うもので、道補助金再生可能エネルギー等導入推進基金事業により、日並浄水場に小水力発電施設の整備のための補正を行うためであります。

業務の予定量の補正。

第2条、平成25年度美幌町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

日並浄水場小水力発電施設整備事業。補正予定量は6,550万円であります。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条括弧書きを、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億7,209万5,000円は過年度損益勘定留保資金で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額につきましては、補正予算実施計算書及び説明書で御説明申し上げますので55ページをお開きください。

補正予算実施計画書及び説明書。

資本的収入及び支出の収入であります。

道補助金4,300万円は、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金であります。

次に、57ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出であります。

普通旅費14万円は、補助申請工法協議実績報告を計上しております。

その下、310万円は日並浄水場小水力発電施設整備事業実施設計委託料で流量、容量計算、数量、設計図書資料を作成するものであります。

その下、6,550万円の工事費につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の32ページをお開きください。

資料7、議案第81号関係です。

日並浄水場施設平面図の左下に黒塗り四角

のところにも新設の水力発電機室の設置箇所があります。

事業概要につきましては、小水力発電設備として水源等浄水場の落差、28.7メートルを利用いたしまして、発電規模は15キロワットを予定しております。

発電目的は、電源遮断時の電源確保及び通常時は全量自家消費し浄水場電力使用量の低減を図ります。

事業費は6,874万円、財源内訳は道費が4,300万円と、一般財源2,574万円です。工事の内容は小水力発電機、水力発電機室及び上屋、発電機制御盤、電線管路、受変電盤改造、制御盤改造等を行います。

以上、御説明いたしましたのでよろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

5番早瀬仁志さん。

○5番（早瀬仁志君） この事業につきましては、私どもも経済建設常任委員会で勉強させていただいた部分なのですけれども、当初、全額補助金でできるというふうに私聞いていたものですから、一般財源が2,500万円出ているということなので、その辺についてのちょっと説明をお願いしたいなと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 当初、こういう形の補助金をするというので、全額補助で要望するというので、昨年要望した額の部分につきまして、大変申しわけないのでおわびしなければなりませんけれども、要は補助対象外だとか、これに関連する単独費ですね、これについての事業を盛り込まない形の部分の中で御説明しておりますので、要は全額要望額補助つきましたけれども、その後、いろいろな形の部分の補助メニューの部分、要は災害的な部分の目的も入った中で発電機の容量だとか、発電機の種類だとか、いろいろな形の部分の中で増額するということになりました。

要は、そういう部分では当初、うちがそういう形の部分の再生可能エネルギーの部分の小水力を入れる段階の中の予算計上の精査がちょっと甘かったのかというふうに十二分にも反省しておりますし、その辺の説明、経済建設常任委員の部分でも含めていろいろ説明しておりましたけれども、その部分が実施にかかる段階になってふえたということで大変申しわけありません。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第81号平成25年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

再開は、5時30分といたします。

午後 5時06分 休憩

午後 5時56分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎答弁の訂正

○議長（古館繁夫君） 先ほど、上杉議員の質疑に対する町長の答弁の内容に一部訂正したいとの申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（土谷耕治君） 訂正というより、調べてみましたところ、上杉議員、御指摘ありましたように、この町税条例の一部改正の条例制定について、還付加算金のことについて

は、平成24年10月に全国町村会を初め、全国知事会、さらには全国市長会、こういうところから平成25年度の税制改正に関する意見を出しております。

ただ、中身が知事会については還付加算金の利率の見直し、それから市長会については還付加算金の見直しについてということで、特に法人住民税の中間納付の還付にかかるものということをおっしゃいます。

町村会も同じように市場金利から大きく乖離したものとなっているので、社会経済情勢を反映した利率になるよう見直すと、特に法人住民税の中間納付予定額、これにかかる加算金については、実態に合わせてくれると。かなり高い率になっているので、中間納付で修めていただいたやつを今度、戻すときに高い利率がついてしまうので、財政負担伴うのという、そういう意見書を出しているのは出しておりました。

それで、これも3党合意に基づくことで今回、改正されたということになっておりますので、そういった影響があるのではないかと推測されます。

以上であります。

#### ◎追加提出案件の概要説明

○議長（古館繁夫君） 町長から、追加提出案件の概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君） 追加議案について御説明を申し上げたいと思います。

条例の改正についてでありますけれども、議案第82号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第83号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第84号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第85号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、国家

公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年度における地方公務員の給与減額措置を講じるよう、総務大臣より要請を受けたことから、私、副町長、教育長、本町職員及び一般職の任期付職員の給与について一定額を減額するための改正をしようとするものであります。

補正予算について、議案第86号美幌町一般会計補正予算（第3号）については、前段に申しあげました給与等の減額に伴う職員給与システムプログラム修正委託料の増額補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましてはそれぞれ説明を申し上げますので、慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

◎追加日程第4 議案第82号

◎追加日程第5 議案第83号

◎追加日程第6 議案第84号

◎追加日程第7 議案第85号

◎追加日程第8 議案第86号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第4 議案第82号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、追加日程第5 議案第83号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、追加日程第6 議案第84号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び追加日程第7 議案第85号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに追加日程第8 議案第86号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第3号）については、いずれも関連の議案でありますので、一括議題といたします。

順次、提案者から説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 追加議案の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第82号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、追加でお配りをさせていただきました参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第82号関係であります。

条例名は、美幌町長等の給与等に関する条例であります。

改正目的であります。平成25年度の地方公務員給与については、本年1月24日閣議決定がされまして、1月28日付で総務大臣から国家公務員の給与減額措置を踏まえ、平成25年度に限って国に準じた必要な措置を講じるよう要請されるとともに、7月からの地方公務員給与引き下げを前提とした改正地方交付税法が3月29日に成立されたところであります。

今回の要請は、日本の再生に向けて国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要があるとの認識のもとで、東日本大震災を踏まえた防災、減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気低迷を受けて地域経済の活性化が喫緊の課題で、さらには今後の消費税増税の国民の理解を得るために、公務員が先頭に立って会より初めよの精神で、さらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要との認識から、条例の一部を今回、改正するものであります。

改正内容でありますけれども、給与減額支給措置のまず期間を平成25年7月から平成26年3月までの9カ月間とするというものでございます。

給料月額につきましては、現行条例の附則第15項で平成27年4月まで町長にあっては100分の15、副町長にあっては100分の8を減ずる規定となっているところ、今回、さらに現行額に対しまして町長は100分の5、副町長は100分の4を減じ、これ

により本則に対する減額率を町長は100分の19.25、副町長は100分の11.68とするものでございます。

施行日につきましては公布の日からということでございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

次に、議案の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第83号であります。

美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては同じく参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第83号関係であります。

改正目的につきましては、先ほどの町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定と同様でございますので、省略させていただきます。

改正内容ですが、給与減額支給措置の期間についても同様の内容であります。

給与月額についてですが、現行条例の附則第10項で、平成27年4月分まで100分の8を減ずる規定となっているところ、今回、さらに現行額に対して100分の3を減じ、これにより本則に対する減額率を100分の10.76とするものでございます。

施行日につきましては、公布の日からということでもあります。

以上、議案第83号について御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

次、議案の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第84号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては参考資料で御説明いたします。

5ページをお開きいただきたいと思

います。改正目的でありますけれども、議案第82号の町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例と同様であります。

改正内容につきましては、東日本大震災を踏まえ、また本年3月策定的美幌町地域防災計画の着実な実行により、災害に強い安心、安全なまちづくりを進めるために、このたびの国の要請にもありますように、さらには地方交付税削減の対応措置として地方財政計画の歳出に特別枠として計上されました緊急防災減災事業を実施するに当たり、一般財源所要額に相当する額を7月から3月までの9カ月に限定して職員の給与月額から、平均2.1%減額しようとするものでございます。

給与減額支給措置の期間は先ほどと同じく7月から9カ月間でございます。

給与月額は、ここに記載のとおり行政職給与表、あるいは医療職給料表において記載の等級に応じまして100分の1.3減、あるいは100分の2.31減という減額措置を講じるものでございます。

また、手当につきましては時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当につきましては給料月額等の減額率に応じて算出することとします。

施行日につきましては、公布の日からということでございます。

以上で、御説明申し上げます、よろしく願いいたします。

次に、議案の6ページであります。

議案第85号であります。

美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、



改正内容につきましては同じく参考資料で御説明申し上げますので、8ページをお開き願いたいと思います。

改正目的は先ほどと全く同様でございます。

改正内容につきましては、先ほどの一般職の議案第84号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様でございます。

減額支給措置の期間につきましても、同じく7月から9カ月間、給料月額につきましては100分の2.31を減じるという内容でございます。

施行日につきましては、公布の日からということでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、議案の7ページをお開きください。

議案第86号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成25年度美幌町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ69万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ96億3,419万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

ページ、17ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

総務費、一般管理費、一般事務費業務委託料、職員給与システムプログラム修正委託料、69万9,000円の増額補正でございます。

議案第82号から85号で提案しております給与改定に伴う給与システムプログラムの修正の委託料の増額でございます。

次に、歳入を御説明しますので、15ページにお戻り願いたいと思います。

今回の補正の財源を財政調整基金繰入金に

求めるもので、69万9,000円の増額補正でございます。

このことにより、財政調整基金の年度末残高は9億7,170万4,000円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

議案第82号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） ちょっと今回、給与等について数日前に町長等からもいろいろな意見を述べられまして、僕も美幌町の給与、もしくは日本全国の給与という部分を若干調べた中と、総務大臣のこの文書等、今回、美幌町の25年度予算について一部町長、もしくは執行部のほうにお聞きしたいことがありますので、数点ほど御質問します。

まず1点目ですけれども、今回、給与削減するということになりまして、国家公務員のほうが日本の再生のために頑張ると、その中では地方の活性化を図ることが重要だと、なおかつ行政改革が必要だという中で、町長から防災等に財源も必要であり、国の要請に応えたいということをお聞きしましたが、今現在、日本国家として防災の復興のほうの予算のほうは相当数未執行であり、また25年度に配分した各省庁の予算の一部凍結という流れで今、自民党の中でもごった返している状態なのですけれども、そういう背景がある中で今回の防災だとか、復興だとかという、その総務大臣の文書ありますけれども、現在、そのようにお金がうまく執行されていないという部分が私はありますので、額面どおりにこの文書でもって私は判断しづらいかと、よって町長にお聞きしたいのは、地方自治、自治機能、今後、出てくる地方分権等の中で、私は国が地方公務員、要する我が町美幌町の自治機能の中の給与にくぎを刺してくる

ということに対して町長はどのように判断する時期があったのか。

というのは、首長会議だとか、いろいろな意味で意見交換等もあったはずだと思います。近隣の町村においても給料を下げている町もあります、また自衛隊のある町、遠軽も削減していないということになりますので、一括して国の方針で削減するのではなく、自治体から手を挙げて削減する形になっていますので、なぜそれを選んだのを町長にお聞きしたいことです。

続きまして、ラスパイレスの指数の話となっていますが、美幌町は現在、国家公務員の給料を下げる前では、23年では97.3と出ていますが、そもそもラスパイレスそのものの指数、国家公務員の指数は地域給与だとか、上級職の給料入っていないという段階で、この指数そのものが怪しいのではないかとということが叫ばれております。

その中で、我が美幌町の職員は既に100を切っているということが続いています。ということは、数年以上、続いていますので、今回、9カ月間だけ国家公務員の給料が下がって、美幌町のラスパイレスが105になると言っていますが、今まで我が町の職員は長い間ラスパイレスが低いままきているということを考えますと、ラスパイレスについての考えが明確でないものですから、再度、説明願いたいと。

○議長（古舘繁夫君） 松浦議員、一問一答ということと、最初、町長の給与に関することの質疑、それについて町長答弁していますことと、ラスパイレスについては町長の給与には重ならない部分がありますので、まずは最初に尋ねられたことについて町長から答弁ということにしたいと思っております。

（「一括かなと思ったから」と発言する者あり）

後でまた、次の議案がありますので。

最初に質疑された内容について、町長、御答弁をお願いします。

松浦議員はちょっと勘違いされているよう

に思うので、ラスパイレスのほうは職員のほうの議案がありますよね。この、今の82号というのは町長の給与等に関することとございますので。職員の給与はほかの議案がありますので、その議案がありますので。

町長。

○町長（土谷耕治君） 総務大臣の書簡もありました、そういう中で会より初めよというようなことがありますして、職員給与について減額をするということなのですけれども、私は私の立場として率先垂範をして範を示すべきだという思いで今回、減額を提案しているということとあります。

国の防災費、減災費、復旧費がどう使われているかについては、それは私がいろいろこの場で論ずべきことではないと思っておりますので、私は率先垂範と、職員が下げる以上、私は率先して下げるという意識表示であります。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 済みません、さっき議場のときに一括だということだったので、質問を一括で考えていたものですから、大変申しわけありません。

今、町長のほうから私は率先して下げると、職員が給与下げるかという下りがあったのですけれども、職員が給与下げるというのは職員みずからが下げると言ったのですか。違いますよね。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回、条例提案しているのは、私が条例提案していますので、そういった意味で職員の給与を下げるということですから、それに対する率先垂範という意味であります。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第82号の質疑を終わります。

議案第83号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第83号の質疑を終わります。

議案第84号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を許します。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 先ほど言ってしまったのですが、ラスパイレスについての見解がどうも理解できないものですから、今現在、97.3なのが、国家公務員が下げれば105になると、だから美幌町の職員給料も105を切るべきという判断をしたのかなと思うのですが、であれば9カ月後、国家公務員が100に戻った場合、もとに戻った場合、我が町の給料はもとの97.3と、ずっと給料差し引かれて、減額の中で将来の給料構成も数年前に改訂した中で、給料が上がらない形をとって頑張っている職員がいる中で、今回、国家公務員が9カ月間だけ下がることになぜそれに対応しないといけないのか。

ですから、ラスパイレスについての見解がどのようにあるのか、まずお聞きしたいです。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは職員の給与水準をはかる物差し、これ今、ラスパイレス指数しかないのです、これしかないのです。

これに対する異議もいろいろとあると思います。職員の年齢構成によって随分変わる、そのことによるいろいろなものを言いたいことはたくさんあるのですが、今の物差しこれしか実はないのです。

そのほかにあるとしたら、職員一人当たりの住民の皆さんの数を、そういう物差しもありますけれども、国は今、このラスパイしか

ないということで、これを根拠にいろいろ比較してくるわけです。

だから、いろいろなこと、思いもあります。年齢構成違ったら当然、上がる、それと同じような比較はしてほしくないという思いはありますけれども、今、それ以上の物差しがないということでもありますから、これを使わざるを得ないということでもあります。

もちろん、職員の皆さん、本当にここ十数年で五十数名の職員が減っているという中で、一方、住民の皆さんのさまざまなニーズが多様化して多くなってきているという、それはもう十分わかっています。その中の頑張りは、私も本当に頑張っていることは十分わかるのですが、これは地域事情も含めて、今回は組合のほうとも交渉した中で組合もいろいろと言いたいこともたくさんおっしゃいましたし、その中で飲み込めるものは飲み込んでいただいた結果ということで御理解をいただきたいと、そのように思います。

物差しは今のところ一つしか、地方と国との関係でいうと国がこの物差しを出してくると、私どもの物差し持っていないわけですから、その物差しに従わざるを得ないというのが、ラスパイの今の指数の考え方だと思います。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） ラスパイレス指数が高いか安いかわという判断はなかなか国家公務員については、私は数字がつかめないのかわかりませんが、我が美幌町の今回、給与職員の削減の場合、1,600万円ほど削減すると。そうなりますと、当然、町内における購買力の低下は免れないのかなと、私は町内の購買力が経済の指数に入りますので、そうすると総務大臣の言っている日本の再生、地域の復興にあわないのかなと、であればあえて給料に踏み切った、要するにイコール、産業界、商業会に購買力の低下を助長してしまうのかなと、その辺の判断が私は町長に再度、もう一度確認をとりたいです。

それともう1点、質問のパターンがちょっとずれたものですから、今回、町長の委員会での話の中で美幌町の交付税が6,900万円ほど影響になると、そのうち3,812万1,000円が今回、交付税措置から外れると、要するに減額になるということを説明受けましたが、現在、25年度予算の中において、この3,800万円が減額になることにより、予算上、どのようなことが起きるのか重ねてお願いします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 職員の購買力も地域経済を支えるものだと思いますけれども、ただ役場の職員だけがこの町の購買力を支えているということではないと思います。

松浦議員、一般質問今までずっと聞いておりますけれども、やはり民間の力ということを随分、松浦議員この場でおっしゃっているので、本当に苦しい中でこの町の購買力を支えているのは多くの町民の皆さんだと思います。その中に職員もいると思いますけれども、職員だけがこの町の購買力を支えているということではないと思いますので、その辺は考え方の違いだと言えればそのとおりですけれども、僕は多くの町民の皆さんが本当に苦労した中で、この町でさまざまな日常の使う用品も含めてこの町で買いながら、そして経済を支えていただいているものだと、そんなふうに思っております。

それから、交付税で削減するというのは、これははっきりしていますので、いわゆる交付税算定する際の基準財政需要額の中で10万人都市を標準として、標準的にかかる需要額を策定する中で、さまざまな項目がありますけれども、その中で職員給与費は下げているのです。ですから、美幌町でも7,000万の影響が出るということは多分、これは間違いないことだと思います。

逆に、給与費下げてくれという要請の中で、今まで努力した結果もその部分はインセンティブを働かすと、要するにその部分はしっかり評価しますというのが三千数百万、

地域づくり、元気づくり推進事業費という形でこの町に入ってくるということですから、残り3,800万円は減額になるというのが確実だと思います。

国をあわせて防災、減災についてやる事業が、もしか地域のもので活性化も含めてやるということであれば、それについては起債を使っていいますよと、交付税措置をしますよということの構えをシステムとしてできたということでもあります。

予算上のことについては総務部長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 交付税削減に伴う予算の関係について私のほうから補足をさせていただきます。

松浦議員おっしゃるように3,800万円、今年度は減額となるところでありますが、これにつきましては当初予算の中では普通交付税については37億4,000万円計上しております。

ちなみに、昨年度の決算、普通交付税の決算は38億9,000万円でございます。

地方財政計画では、25年度の見込みとして2.2%の減ということで、単純にはいきませんが、地方財政計画を重んじてみますと38億が美幌町の25年度の予算ベースになるのかなと思いますが、そうするとここで今の既定予算との地財ベースでの数字の乖離が6,000万円ほどございます。まだ6,000万円ほど組んでいないわけですが、それと今の3,800万円減額になるということを対比すると、今の見込みでは予算を割る、歳入欠陥を交付税で起こり得るということは考えられないというふうに思っていますし、またさらにこれは今回は単年度のみで考えるのではなくて、将来的に今回、減額となった3,800万円を国は25年度の地方財政計画の特別枠で4,000億ほど事業費要確保しているわけなので、これは後年度の交付税措置を講じるという措置をつくったわけなので、これも今回は我が町では積極的に

利用して、この事業は当然、将来やらなければならぬ事業でありますから、今回、そういった措置を有効に利用してその3,800万円を後年度で交付税を交付をしていただくというような措置を講じたということでありますので、考え方は2本立てになります、単年ではそういった予算割りは起きない、後年度で減額分をいただいていくという考え方で組み立てをしたところでございます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 先ほど町長が私はその民間活力だということについては、私、今でも変わりませんが、その中において我が町、今、商店街もいろいろな産業を見ても給料も上がらず、商店もどんどん閉鎖していくと。どんどん町の若い人の就労先がない、高校生の就労先もふえなさいという中で、その支えになっている大きな給料の財源というのですか、購買力の支えは私は地方公務員の給料が相当の支えになっていると思っている形で考えていましたので、決して多くの町民の購買力が主流じゃないとかというのではないです。その中において、一番確定して、安定しているお金が公務員の給料だということで考えたものですから、私は今回の給料削減について多かれ少なかれ町内に影響があると判断しています。

今、総務部長が交付税の説明を受けたのですけれども、結果的には25年度の3,800万円の削減が生じて、今年度の25年執行予算には影響はない、この部分だけ再度、確認してよろしいですね。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 影響が全くないかという、それは影響はあると思いますけれども、今回の措置はこれからずっとということではなくて、来年の3月までということ、そこでの何とか協力を辛抱をしていただきたいという提案でありますので、これから未来永劫というか、これから先ずっとということではないということだけは御理解をいただきたいと思っております。

もちろん、職員給与をベースに民間の会社の給与体系決められるというような話も聞きますけれども、民間は今、そういう状況ではないと思います。そんな中で職員の、私たちの職場だけが美幌町の購買力を全部支えている、ほとんど支えている、あるいは半分を支えているというような状況ではないと私はそのように思っています。

現に、国家公務員と言われる自衛隊さんは800人弱いますから、これらも支えているということであれば大きな固まりではないかなと、そんなふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 予算の関係の再質問でございますけれども、予算は今現在も歳入歳出の収支は合っている、合わせて組んでいるところでございますが、今回、削減になった部分についても、そのことによって収支バランスが崩れるということとはございません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は、美幌町職員の定数削減及び総給与費について3点質問いたします。

最初に、全国の市町村職員の全国ですが、市町村職員の削減率は平成13年対比で平成23年度マイナス15.7%であります。

今回、国は国家公務員に習って地方も人件費を減らせと言っておりますが、市町村がマイナス15.7%に対して、国家公務員はマイナス2.8%であります。ほとんど削減の努力をしてないが、みずから削減したときには地方も習えと、こういう態度はいかにも納得がいきません。

そこで、美幌町は国、あるいは全国市町村と比較して削減が生ぬるいというふうに町民は思っているかもしれません。

そこで、具体的に職員の削減率、人権費総額の削減率ではどうなっているかお示しをいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 美幌町職員の削減率の御質問にお答えさせていただきます。

まず、職員数であります。平成13年度職員総数が330人です。対比する平成23年度の職員数が275人で、55人の減ということで削減率でいきますと16.7%の減となっております。

総人件費でいきますと、平成13年度の総人件費が29億9,510万3,000円、23年度が22億7,094万7,000円となっております。削減の金額でいきますと7億2,415万6,000円となっております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 申しわけありません、総人件費の削減率は23%であります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 国が2.8%削減、全国市町村は15.7%、当町ではマイナス16.7%と全国を上回っての削減数となっております。

あわせて、私の計算では総人件費の削減率はマイナス24.7%でないかというふうには思うのですが、いずれにいたしましても定数の削減よりも踏み込んだ人件費の削減が行われているということの一つは確認いたします。

そこで、二つ目の質問に入ります。国家公務員との給与比較は、いつでもラスパイレス指数、同じであれば100だということで、今回、国が削減をいたしましたので、このままで言えば確かに105ということで、美幌町は国を上回るということになるかと思えます。

しかし、この間、美幌町は平成13年以降、一度でもラスパイレスで100を上回ったことがありますか、確認いたします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） ラスパイが10

0を超えたということは、今までこの10年間の中ではありません。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） このことについても係数は減らすが、残された職員の給与についても国家公務員を上回るようなことは一度もないという状況であります。堪え忍んでいるというのが実態であろうと思います。

そこで、3点目の質問に入ります。

その結果、美幌町の職員1人当たりの人口でいえば127.2人、人件費でいえば職員1人当たりの人件費は573万6,000円というふうに承知をしておりますが、この数値は人口と比較した場合、人口が多い町は当然、効率も上がるということで、美幌町を大きく上回る可能性はもちろんありますが、類似ということになってきますと実態は見えてくると、このように思います。

人口1人当たりの人数、それから人件費については道内に主要な町村の中での位置はどのようになっていますか、お聞きいたします。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷良君） 美幌町の職員1人当たりの人口比、大江議員が今、御指摘のとおりでございます。

人口が多いほど、この割合は多くなってございます。ちなみに全道の1番、札幌市が本当は1番人口が多いのですが、ここよりも北斗市、七飯町、音更町、江別市が1番から4番を占めているということで、これは恐らくベットタウンの要素が高いということで、こういう結果になっているのではないかと。美幌町は22番目に位置してございます。

それから、町村だけで見るとどうかということですが、美幌町は4番目に位置しているということですが、これはずっと以前から同じデータをとっておりますが、大体このランクで推移をしているということで、大江議員御指摘のとおり、美幌町の職員1人当たり、極めて多くの人口を受け持っているということで、これは行革の成果

であると、私どももこのように認識しているところでございます。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 職員1人当たりの人口127.2人、これを美幌町よりも担当する市、あるいは町の人口が多いところは21ありますが、美幌町より全て人口が大きいということで、大きくなるのは当たり前と、こんな状況になっておりまして、職員1人当たりの肩に掛かる業務量というのは容易に想像ができるという状況であります。

三つの確認をさせていただきましたが、美幌町の職員の行革というのは全国どこと比べても決して生ぬるいものではないという状況にあることは確認をさせていただいて、これ以上の質疑はたしません。

○議長（古館繁夫君） ほかに、質疑ありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私も議案第84号の部分について何点か質問したいと思っておりますけれども、今、大江議員からお話があったように美幌町は管内全道に先駆けて職員の給与の見直し、あるいは定数削減に取り組んでいるのは、今の答弁からも十分、私も理解しております。

今回の措置はそういった意味では職員にとっては苦渋の受け入れではなかったのかなというふうに私も受けとめておりますし、役場という大きな組織を円滑に運営していくためには何より職員が生き生きと町民のために精を出すということが私は必要なのだろーと思っております。

そういった待遇が一つの給与という形で成果で評価されるというようなことが基本にあると思っております。

そういったためには、職員の仕事のやりがいをもつために普段から職員への町長の働きかけだとか、職員がやはりいろいろな努力をしていることに対して、やはり褒める言葉というのですか、そういったようなことは私は必要ではないのかなと、ともすれば私も職

員でしたから仕事でミスったり失敗することがたくさんありましたけれども、そして失敗したときだけに厳しい叱責だけではなくて、やはりこういう厳しい状況の中で職員がやはり英断持ってそういう削減ということを受け入れたわけですから、やはりそういう頑張りに対するそういう励ましの言葉、そういったようなことが職員のやる気を起こすことになると思いますが、今回の職員との話し合いを通じて町長はどういうふう考えられているのか、考え方を教えてください。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回、職員を代表する組合が苦渋の受け入れをされたということですのでけれども、私どもも提案する上で先ほど来、出ているように職員の数であるとか、総人件費の問題であるとか、1人当たりの受け持つ住民の皆さんの数とか含めて、やはり職員の皆さんには本当に一生懸命やっていたいておりますし、そういった評価はしながら私もある面、苦情の決断をさせていただいたということでもあります。

それで、我々の組織はやはり組織的な活動をしなければいけないということでもありますので、組織規律ももとよりですけれども、組織として生き生きと働く、生き生きと機能するということは極めて重要だと思っておりますので、褒め言葉といいますか、職員を評価していることをやはりもうちょっと表に出すということも反省として残っていると思っておりますので、それについては今後、私なりに受けとめていきたいと、そのように思っております。

○議長（古館繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長、まさに今、職員のそういうやる気を起こさせるためにということでの反省も含めて答弁ありましたけれども、ぜひやはりそのためには普段からきめ細かな職員といろいろな形で接して、みずから、町長が声をかけると、そういう中で職員と町長の信頼関係をしっかりとつくり上げる中で、力を合わせて行政運営できる、そういう体制づくりを私はなお一層町長に努力をして

もらいたいと。

それから、最後になりますけれども、今回の措置について私もやはり地方のいわゆる自主財源である地方交付税を国がいろいろな形で調整の面として使って、自主的に削減をするということに対しては、以前も所管の委員会でも申し上げましたが、今後、こういったようなことが引き続いて起こらないようにするためにも、やはり美幌町のトップとして全国の町村会を初め、いろいろな機会を通じて国のやはりこういった理不尽な対応に対して断固反対措置をすると、そういう強い取り組みを今まで以上にさせていただき、そういう決意がおりなのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私も若いころから学んだことでは、地方交付税は地方固有の財源であると、要するに我々の財源、たまたま国が交付税を集めて、それを配分するというをやっていますけれども、権限は我々にありと思っていますので、そういうことを今まで言ってきたつもりでおりますけれども、なお、足りない部分については引き続きそういう声を上げていくという努力をしていきたいと、そのように思っております。

あくまでも地方交付税は地方の固有の財源であるということは、決して忘れてはおりません。

納得いかないこともたくさんあります。ただ、私の立場としては現実的な対応もとらなければいけないと、反対だけを表に出して突き進んでいけない、現実対応をしなければいけないということもありますので、御理解をいただきたいと。

いずれにしろ、思いは一つだと思えます。一緒だと思えますので、声を上げる場面ではしっかりと上げていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第84号の質疑を終わります。

議案第85号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第85号の質疑を終わります。

議案第86号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を許します。

3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） ちょっと確認なのですが、今回の給与改正に伴ってこのシステムのプログラムの改修委託料が69万9,000円かかりますけれども、これまたもとに、来年の4月に戻すときにはこのシステム料はまたかかるのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 経費はかかりません。もとに戻す場合も経費はかかりません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第86号の質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第82号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、討論に入ります。

まず、本案に反対する方の発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 議案第82号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論いたします。

議案第82号は、町長及び副町長の給与を



それぞれ5%及び4%分を本年7月から来年3月末まで9カ月間削減するものであります。

改正の目的は、改正内容に記されておりますとおり、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、平成25年度における地方公務員の給与減額措置を講じるようにとの総務大臣の要請に基づくものであります。

美幌町長、副町長の給与は、町財政の状況を踏まえて、町長みずからの判断で既に本則給料月額を15%及び8%減額しております。今回、国家公務員給与の削減をもって特別職といえども削減しなければならないという理由は存在いたしません。

政府が本年1月、この10年余りの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を一切適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を削減いたしました。

全国町村会や町村議会議長会を初め、地方6団体が一致して抗議声明を発しました。

当美幌町議会もこの3月議会で全会一致で国に対し抗議の意見書を提出したものであります。国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であり、ましてや地方交付税を国の政策目的達成の手段として使うことは断じて行うべきものではありません。

このような利用から、今回、国の要請にもかかわらずオホーツク管内、全道、全国でも多数の自治体で給与削減を行っていないものでもあります。

美幌町の総人件費削減について申し上げますと、国家公務員の削減がこの間、2.5%に対して全国の市区町村の15.7%削減に対して定数で16.7%、人権費総額で24%に上るものであり、全国市町村の削減をも大きく上回る水準であるということも申し上げておきたいと思っております。

私は、議案第82号及び時間の省略で83号の教育長給与、84号教職員給与、85号

の任期付職員の給与についても根本的理由は同趣旨であり、反対であるということをお願いして、反対討論といたします。

○議長（古舘繁夫君） 次に、本案に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第82号の討論を終わります。

これから、討論を行います。

議案第83号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第83号の討論を終わります。

議案第84号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第84号の討論を終わります。

議案第85号美幌町一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第85号の討論を終わります。

議案第86号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第3号）について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、議案第86号の討論を終わります。

議案第82号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第83号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第84号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第85号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第86号平成25年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎追加日程第9 発議第1号

○議長（古館繁夫君） 追加日程第9 発議第1号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕 発議第1号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

本件は、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年度における地方公務員の給与減額措置を講ずるよう、総務大臣より要請がある中、議員については各議会において判断することが求められており、美幌町の議員報酬については過去において年額で約27万円減額していることなどかんがみて、今回、本年7月から来年3月まで9カ月間、月額2%を減額することとし、改正するものであります。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、本案に反対する方の発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 発議第1号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論いたします。

先ほど申し上げましたが、美幌町の人件費総額の削減努力は、平成13年以来、10年余りで24%にもおよび、国の削減率と比べて、まさに多大であります。

一方、町議会議員におきましては、同じ期間で定数を30%削減し、さらに3年前、議会みずからの判断で期末手当を年額27万円引き下げておきまして、美幌町の職員給与の給与総額の削減努力をも大きく上回る状況にあります。

その結果、道内類似町議会議員の報酬支給額はもとより、人口規模を同じくする市議会議員の報酬、支給額と比較をいたしますと大きく溝を開けられる状況にありまして、あえて、今の報酬水準を引き下げる理由は全くありません。

ましてや、議案第82号の反対討論で申し上げましたとおり、今回の議員報酬引き下げの理由は、この10年余りの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、地方公務員の給与の削減を求め、それを根拠にした地方交付税削減、ここに根拠を置くものでありまして、本年3月、私ども美幌町議会が政府に対して抗議の意見書を全会一致で提出いたしました行為にも相反するものであります。

よって、今回の費用、報酬引き下げについては反対いたします。

○議長（古舘繁夫君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、討論を終わります。

これから、発議第1号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎追加日程第10 意見書案第5号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第10 意見書案第5号不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎追加日程第11 報告第5号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第11 報告第5号平成24年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、お手元に配付しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第5号平成24年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、これで終わります。

---

#### ◎追加日程第12 報告第6号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第12 報告第6号財団法人美幌みどりの村振興公社の

経営状況報告について、お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第6号財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告については、これで終わります。

---

#### ◎追加日程第13 報告第7号

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第13 報告第7号例月出納検査報告について、2月から4月分、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） ないようでありますので、報告第7号例月出納検査報告について、2月から4月分については、これで終わります。

---

#### ◎追加日程第14 議員の派遣について

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第14 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付しているとおり、申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、派遣することに決定しました。

---

#### ◎追加日程第15 閉会中の継続調査について

○議長（古舘繁夫君） 追加日程第15 閉会中の継続調査について、各委員会からお手元に配付しているとおり、申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申し出のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎閉会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君） 会議を閉じます。

これで、平成25年第3回美幌町議会定例会を閉会します。

午後 7時13分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員